

給水装置工事施行基準

習志野市企業局

給水装置工事施行基準

目 次

第1章 総則

第 1 条	(目的)	1
第 2 条	(定義)	2～4

第2章 設計編

第 3 条	(設計)	5
第 4 条	(調査)	5～6
第 5 条	(給水方式)	6～7
第 6 条	(給水管の口径決定)	7
第 7 条	(給水管の分岐)	8
第 8 条	(給水管の分岐止め)	8
第 9 条	(配管)	11～12
第 10 条	(メーターの口径選定及び設置)	17～20
第 11 条	(止水栓の設置)	26
第 11 条の2	(標示杭などの設置)	31
第 12 条	(器具の連結)	31
第 13 条	(危険防止の措置)	31
第 14 条	(防護措置)	31～32
第 15 条	(貯水槽式の設備)	32～40
第 16 条	(貯水槽、プールへの給水)	40
第 17 条	(私設消火栓)	40
第 18 条	削除	
第 19 条	(設計の変更)	41

第3章 施行編

第20条	(工事の施行)	42
第21条	(道路掘削占用、使用許可)	42
第22条	(道路施行の事前協議)	42
第23条	(保安)	42～43
第24条	(事故対策)	43
第25条	(道路掘削)	43
第26条	(道路埋戻し)	44
第27条	(道路復旧)	44
第28条	(宅地内の掘削及び埋戻し)	44～45
第29条	(給水管の埋設深さ)	45
第30条	(分岐工事)	45～46
第31条	(分岐止め工事)	46
第32条	(配管工事)	47
第33条	(給水管の接合方式)	47
第34条	(メーター及びメーターボックスの取付け)	50
第35条	(止水栓及び筐の取付)	51～52
第36条	(器具の取付け)	54
第37条	(明示テープの巻付け)	54～55
第37条の2	(ロケーティングワイヤーの巻付け)	55
第38条	削除	
第39条	(完成図書の作成)	55
第39条の2	(自主検査報告)	55
第40条	(仮設配水管からの分岐)	56

第4章 修繕編

第41条	(修繕工事の範囲)	59
第42条	(修繕工事の施工区分)	59
第43条	削除	59
第44条	(費用負担の除外)	59
第45条	(一般事項)	59～60

第5章 その他

第46条 (その他)	61
給水装置工事検査要綱	
「給水装置工事検査要綱」	63～66
受水タンク以下水道メーターの設置基準	
「受水タンク以下の水道メーター設置基準」	67～72
既設装置の給水装置認定取扱要綱	
「既設装置の給水装置認定取扱要綱」	73～78
給水装置の一部先行工事取扱要綱	
「給水装置の一部先行工事取扱要綱」	79～86
3階直結直圧式給水方式に係る実施要綱	
「3階直結直圧式給水方式に係る実施要綱」	87～91
直結増圧式給水方式に係る実施要綱	
「直結増圧式給水方式に係る実施要綱」	92～101

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この基準は、習志野市給水条例に基づいて施行する給水装置工事の設計及び施行に関し必要な基準を定め、給水装置工事の適正な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この基準における用語及び工事の定義は次のとおりとする。

1. 用語の定義

- ・「本市」 習志野市をいう。
- ・「管理者」 習志野市企業管理者をいう。
- ・「指定事業者」 水道法第 16 条の 2 第 1 項により管理者が指定した習志野市指定給水装置工事事業者をいう。
- ・「主任技術者」 水道法第 25 条の 4 第 1 項により指定事業者が給水装置工事主任技術者として選任した者をいう。
- ・「法」 水道法（昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号）をいう。
- ・「施行令」 水道法施行令（昭和 32 年 12 月 12 日政令第 336 号）をいう。
- ・「施行規則」 水道法施行規則（昭和 32 年 12 月 14 日厚生省令第 45 号）をいう。
- ・「構造及び材質の基準」 施行令第 5 条をいう。
- ・「基準省令」 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成 9 年 3 月 19 日厚生省令第 14 号）をいう。
- ・「条例」 習志野市給水条例（昭和 41 年 3 月 31 日条例第 45 号）をいう。

- ・「施行規程」 習志野市給水条例施行規程（昭和 49 年 4 月 1 日公営企業管理規程第 10 号）をいう。
- ・「施行基準」 給水装置工事施行基準をいう。（本施行基準をいう。）
- ・「配水管」 給水場から浄水を分配、供給するための管の総称。
- ・「給水装置」 需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。（法第 3 条第 9 項、条例第 4 条）
- ・「給水管」 本市の配水管から個別の需要者に水を供給するために分岐して設けられた管、この給水管から取り出して設けられた管をいう。
- ・「給水用具」 給水管と直結して、有圧のままで給水できる用具をいう。
- ・「給水装置工事」 給水装置の設置又は変更の工事をいい、（法第 3 条第 11 項、条例第 4 条第 2 項）、工事に先立って行う調査から、計画の立案、工事の施行、竣工検査まで一連の工事過程の全部又は一部をいう。
- ・「水道水」 本市から給水された水をいう。
- ・「既設装置」 水道水を貯留する受水タンク以降の給水設備の総称。既設装置には、貯水槽水道が含まれるほか、専用水道、小規模受水槽、水道水と井戸水などが混合されて使用されている受水タンク以降の設備も含まれる。また、井戸水を水源として利用している装置も既設装置である。なお、既設装置は、法及び条例で定める給水装置ではない。
- ・「メーター」 水道メーターをいう。

- ・「宅地」 給水を受けることとなる土地をいい、学校、病院、商業施設、工場、事業所などを含む。
- ・「第1止水栓」 配水管から分岐した給水管が宅地に入って最初に設置する止水栓をいう。
- ・「第2止水栓」 メーターの上流側（メーター直近）に設置する止水栓をいう。
- ・「第3止水栓」 メーターの下流側（メーター直近）に設置する止水栓をいう。
- ・「所要水量」 所要水量とは需要者が必要とする水量で、給水装置の規模及び業態などにより算定した水量をいう。

2. 工事の種類

(1) 新設工事

水道のない建築物又は箇所に新たな給水装置を設置する工事で次のようなものが含まれる。

①私設消火栓設置工事

本市又は船橋市以外の者が消防の用に供するために消火栓を設置する工事

②既設認定工事

既設装置を給水装置に認定し、それを配水管又は給水管に接続する工事

③設備ユニット認定工事

給水管、水栓、その他の器具を製造工場内で組立て、これを給水装置として設置する工事

④臨時給水工事

建設工事又はその他の理由により、臨時に給水装置を設置する工事

⑤工事用給水装置工事。

本給水を前提とする工事用のための給水装置工事

⑥一部先行工事

道路舗装、その他の工事に並行して給水装置の一部を設置する工事

⑦受水タンク以下新設工事

受水タンク以下の装置に本市のメーターを設置する工事

(2) 改造工事

①給水管の口径を変更せずに給水栓を増す工事で、次のようなものが含まれる。

ア. 新設工事における②③に共通

イ. 受水タンク以下増設工事

本市のメーターが設置されている受水タンク以下装置を増設する工事

②給水管の口径変更、取出し位置変更、管種の変更又は給水栓及び既設給水装置の一部若しくは全部を撤去する工事で、次のようなものが含まれる。

ア. 新設工事における①②③に共通

イ. 受水タンク以下改造工事

本市のメーターが設置されている受水タンク以下装置を改造（更生）する工事

(3) 修繕工事

給水装置及びその付属用具の部分的な破損や異状の原因を取り除き、その機能を修復する工事

2. 給水装置の種類

給水装置の種類は給水条例第5条で、次の3種類に分けられる。

(1) 専用給水装置

1の世帯、官公署、事業所、共同住宅などで専用するもの

(2) 共用給水装置

2以上の世帯で共用するもの

(3) 私設消火栓

本市又は船橋市以外の者が、消防の用に供するために施設したもの

第2章 設計編

(設計)

第3条 給水装置の設計は、現場調査、図面及び関係書類の作成及び工事概算額の算出までをいい、この作業にあたっては給水条例に定めるものを遵守すると共に、次に掲げる条件を満足させるものでなければならない。

- (1) 所要水量が確保されていること。
- (2) 水質について汚染の恐れがないこと。
- (3) 使用に便利で維持管理が容易であること。
- (4) 配水管及び他の給水装置に対し、水量、水圧などに関して悪影響を及ぼさないこと。

(調査)

第4条 設計にあたり次の調査を行わなければならない。

- (1) 工事申込者の必要とする水量、水圧及び水道の使用目的並びに建築物の構造
- (2) 配水管から分岐する場合は、配水管の埋設状況、年間における一日最大給水量時の水圧及び給水能力、建築物までの距離、連絡工事の際支障となる恐れがある地下埋設物（工業用水管、電気・電話線、ガス管、共同井戸配管、下水道管など）の位置
- (3) 既設給水管から分岐する場合は、その配管状態、水圧及び給水能力並びに既設給水装置所有者の分岐承諾の確認
- (4) 改造工事の場合は、既設給水装置所有者及び配管状態の確認
- (5) 給水装置の使用目的に応じた材料及び器具の選定に必要な調査
- (6) 給水管を有効的、かつ、経済的に設置するために必要な調査
- (7) 止水栓及びメーターを、維持管理に支障なく、かつ、止水栓の開閉及び本市の検針に支障を来さない箇所に設置するために必要な調査
- (8) 周辺地図、方位、配水管網図及びマッピングでの確認
- (9) 道路などの確認（道路種別、掘削占用の可否、舗装構成）及び道路境界、宅地間境界の確認

(10) 工事申込者と建築物及び土地の所有者が異なる場合は、その所有者からの承諾の確認

(11) 工事完了後の復旧工事（付帯設備の手直しなど）の要否とその程度を事前に利害関係人と打ち合わせて調査しておくこと。

（給水方式）

第5条 給水方式は、直結式又は貯水槽式とし、決定にあたっては次の各号に掲げる事項によるものとする。

（1）直結直圧式

①配水管に水圧などの給水能力が十分で、常時円滑な給水ができる場合。

②給水装置の最高位は、配水管から6.6m以下とする。

ただし、下記の条件を満たす場合はこの限りではない。（3階直結直圧式給水方式に係る実施要綱に基づくこと。）

配水管の最小動水圧	最高位（配水管から）	備 考
0.196MPa 以上	9.5m 以下	3階建て建築物相当
0.250MPa 以上	12.5m 以下	4階建て建築物相当
0.300MPa 以上	15.5m 以下	5階建て建築物相当

③「直結直圧式給水方式に係る実施要綱」に基づく事前協議の結果、直結直圧式給水方式が可能であると認められる場合。

（2）直結増圧式

①配水管に水圧などの給水能力が十分で、常時円滑な給水ができる場合。

②配水管及び給水装置に支障を来す恐れのないとき。

③「直結増圧式給水方式に係る実施要綱」に基づき直結直圧式給水方式が可能であると認められる場合。

（3）貯水槽式

①一時的に多量の水を必要とする場合。

②常時一定の水圧又は水量を必要とする場合。

③減水又は断水の際、使用上支障の来す恐れのある場合。

④停滞水を生じる恐れのある場合。

⑤水質に汚染を来す恐れのある場合。

⑥分岐しようとする配水管の水圧のみで必要な給水圧力が確保できない場合。

⑦その他直結式給水が好ましくないと判断される場合。

(給水管の口径決定)

第6条 給水管の口径決定は、次の各号に掲げる事項を考慮して決定するものとする。

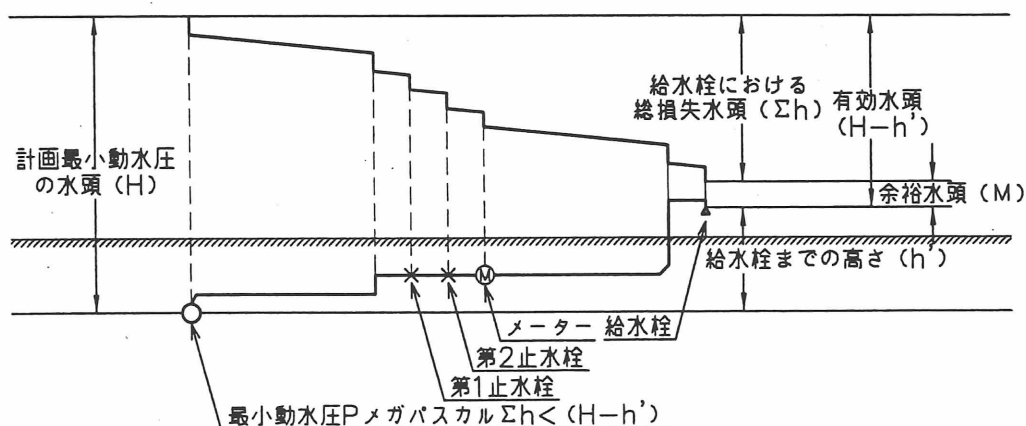
(1) 給水管の口径決定は、分岐しようとする配水管の動水圧が0.150MPaにおいても、その所要水量を十分に供給できるもので、かつ、経済性も考慮した合理的な口径とすること。

なお、所要水量は、使用予定人員、用途別又は業態別使用水量、使用器具及び給水栓の同時使用率並びにその他建築物の床面積などを考慮したうえで決定すること。

(2) 給水管の口径の決定計算にあたっては、総損失水頭（所要水量を流すにあたっての管の流入、流出口における損失水頭、摩擦損失水頭、メーター、給水用具類、管継手類による損失水頭、その他管の湾曲及び分岐並びに断面変化などによる損失水頭を合計したもの）が有効水頭（分岐しようとする配水管及び給水管の最小動水圧時の水頭から、分岐点から給水栓までの立上がり高さを引いたもの）以下になること。（図－2. 1 参照）

(3) 給水管の口径は、その所要水量に比べて著しく過大でないこと。

図－2. 1 水頭変化曲線



(給水管の分岐)

第7条 配水管からの分岐は、表-2. 1に示すとおりとする。

- 2 給水管口径は、原則として配水管口径が 150mm 以下の場合は1段階、200mm 以上の場合は2段階以下とする。
- 3 配水管と配水管から分岐し維持管理のために設けられた仕切弁との間からは、給水管分岐を行ってはならない。
- 4 口径 350mm 以上の管からは、原則として給水管分岐を行ってはならない。
- 5 分水栓の位置は、他の分水栓の位置から 30cm 以上離さなければならない。
- 6 異形管及び付属施設（仕切弁筐、消火栓室など）箇所から原則として1 m以上離さなければならない。
- 7 取出しは、原則として1建築物1本とする。
- 8 既設給水管からの分岐は、既設給水管の水圧と給水能力、所要水量及び損失水頭並びに給水栓の同時使用率を考慮して決定するものとする。
ただし、分岐口径は原則として既設給水管より小口径とする。

(給水管の分岐止め)

第8条 分岐止めは本市が行うものとする。

表－２．１ 給水管の分岐方法一覧表(1/2)

配水管		メーター口径	分岐方法
管種	口径	口径	
鑄鉄管	75 mm ～ 100 mm	13 mm	サドル分水栓 配水管口径 × φ 25
		20 mm	
		25 mm	
		30 mm	サドル分水栓 配水管口径 × φ 50
		40 mm	
		50 mm	
	150 mm ～ 300 mm	75 mm	割 T 字管 配水管口径 × φ 75
		13 mm	サドル分水栓 配水管口径 × φ 25
		20 mm	
		25 mm	
		30 mm	サドル分水栓 配水管口径 × φ 50
		40 mm	
		50 mm	
		75 mm 以上	割 T 字管 ※ 1 配水管口径 × 取出口径
鋼管	50 mm	13 mm	サドル分水栓 φ 50 × φ 25
		20 mm	
		25 mm	
		30 mm	チーズ φ 50 × φ 50
		40 mm	
ポリエチレン管	50 mm	13 mm	サドル分水栓 φ 50 × φ 25
		20 mm	
		25 mm	
		30 mm	チーズ φ 50 × φ 50
		40 mm	

※ 1 配水管が耐震管の場合は、耐震形割 T 字管を使用すること。

表－２．１ 給水管の分岐方法一覧表(2/2)

配水管		メーター口径	分岐方法
管種	口径	口径	
H P P E 管	50 mm	13 mm	サドル分水栓 $\phi 50 \times \phi 25$
		20 mm	
		25 mm	
		30 mm	チーズ 割 T 字管 $\phi 50 \times \phi 50$
		40 mm	
	75 mm ～ 150 mm	13 mm	サドル分水栓 配水管口径 $\times \phi 25$
		20 mm	
		25 mm	
		30 mm	サドル分水栓 配水管口径 $\times \phi 50$
		40 mm	
		50 mm	
		75 mm	割 T 字管 配水管口径 $\times$ 取出口径

(配管)

第9条 給水装置に使用する配管材料及び使用範囲は表-2. 2に示すとおりとする。

2 給水装置の配管は、図-2. 2「給水装置標準図」に示すとおりとする。

3 道路内における給水管の最小口径は、25 mmとする。

4 フレキシブル継手およびボール式伸縮形止水栓は、給水管と同口径を原則とする。

5 道路内に配管する場合は、その占用位置を誤らないようにすると共に他の埋設物との離隔距離を30cm以上確保すること。

6 道路内における給水管の縦断布設は、原則として行ってはならない。

7 給水管の屋外配管は、建築物の周りに布設し、延長を短縮するために床下を横断するような配管は、行ってはならない。

ただし、やむを得ず床下配管を行う場合は、露出配管とし、防護処置を講ずるものとする。

8 給水管の布設位置は、できる限り下水及び便所並びに汚水タンクなどの場所を避けると共にメーター、止水栓などの設置位置を十分考慮し、維持管理に支障を来さないように配管するものとする。

9 給水管中に停滞空気が生じて通水を阻害したり、停滞水が生じる恐れがある箇所は、それぞれ排気装置（空気弁など）及び排水装置を設けるなど危険防止の処置を講ずるものとする。

10 擁壁又は法面を2m以上立上り又は立下りして配管する場合は、維持管理（漏水修理及び漏水時における擁壁、法面の崩れなど。）を考慮し、露出配管とする。

また、この場合は、ステンレス鋼鋼管、ビニルライニング鋼管B及びD並びにポリエチレン粉体ライニング鋼管Dを使用し、防護措置を講じると共に、できるだけ擁壁又は法面に添わせて建築物の美観を損なわないように注意するものとする。

11 立上り管は、防護措置を講じると共に、2階以上への立上り管を設ける場合には、その分岐部に止水栓を設置するものとする。

なお、樹脂系管類を使用する場合は、衝撃などに対し、十分防護措置を講じるものとする。

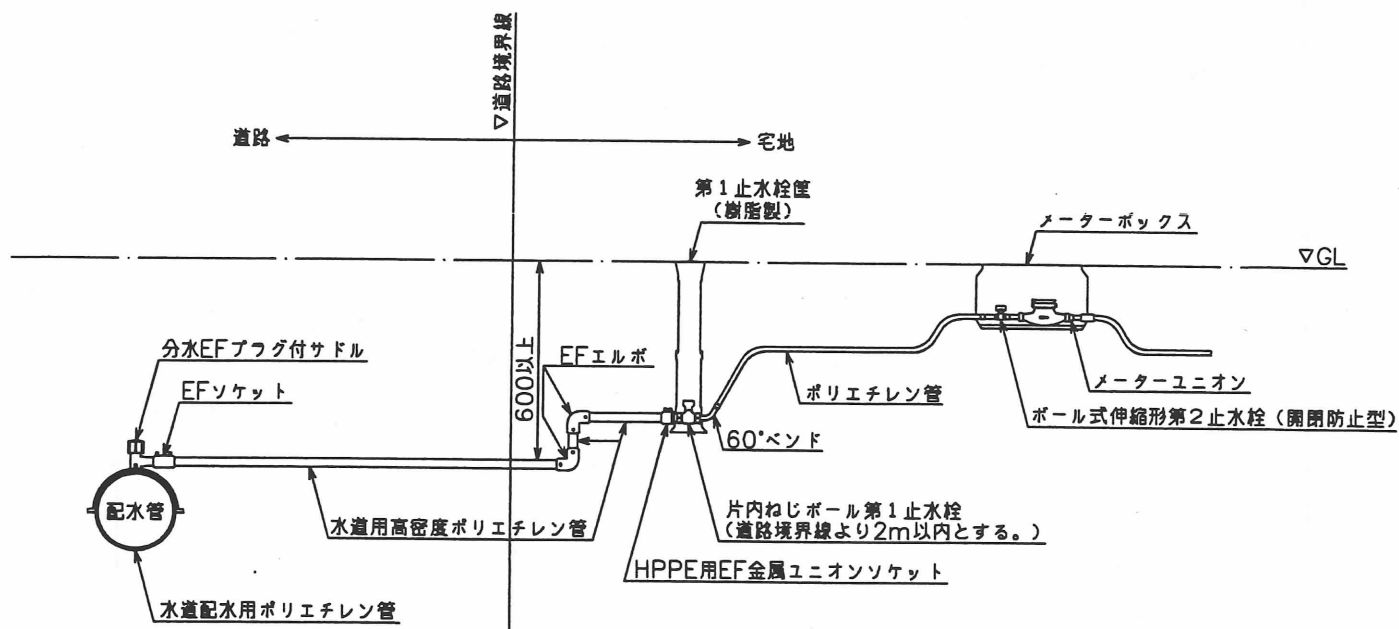
- 12 ステンレス鋼鋼管とライニング鋼管を接合する場合は、砲金製の継手（SSP-SPユニオン、鋼管シモク、ねじ付ソケット内ネジ）を使用するものとする。
- 13 給水管の埋設工事の際に支障となる恐れがある地下埋設物（工業用水管、電気・電話線、ガス管、上水道管、下水道管など）をステンレス鋼鋼管で回避する場合は、波状管を使用するものとする。
- 14 水路、下水開渠、暗渠などをステンレス鋼鋼管で上越しとする場合は、直管を使用するものとし、波状管を使用してはならない。
- 15 コンクリート内に打ち込む配管には、樹脂系管類は使用してはならない。
- 16 樹脂系管類は、ボイラー及び煙道並びに給湯管に接して配管を行ってはならない。

表－２．２ 給水装置管種口径別使用範囲一覧表

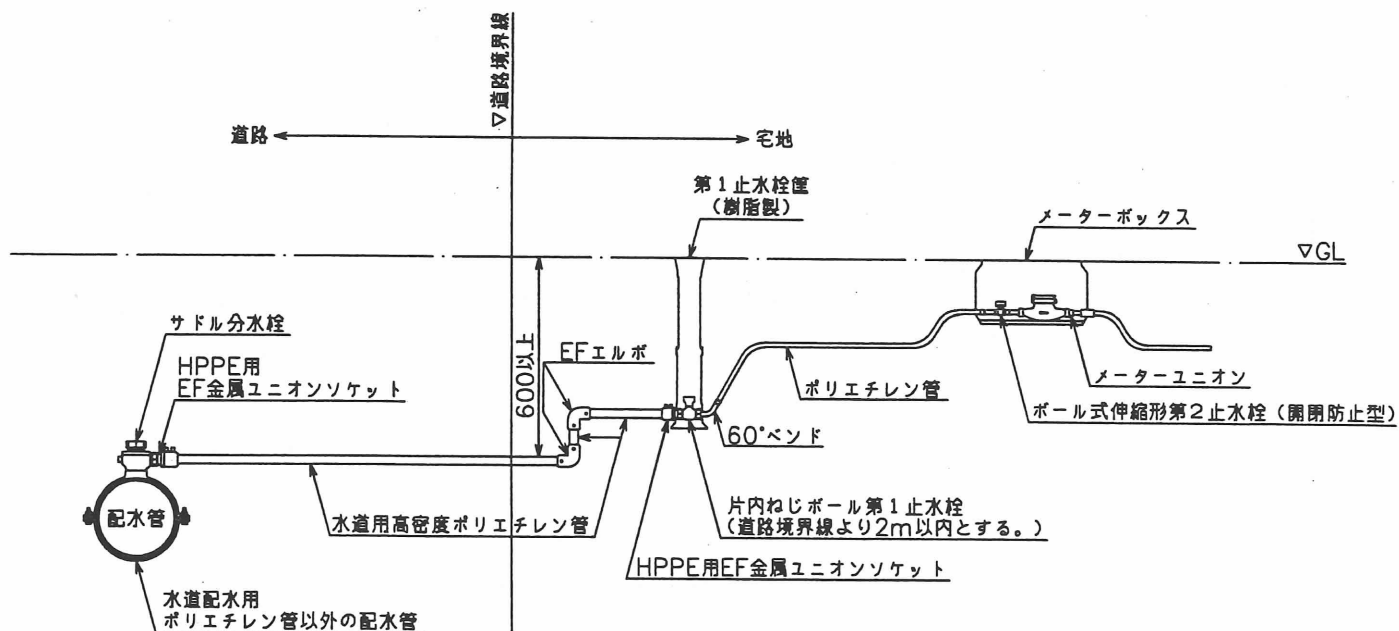
管 種	鋳鉄管種	樹脂系管類				鋼管類		
	ダクタイル 鋳鉄管	高密度 ポリエチレン管	ポリエチレン管	ビニル管 ハイパクト ビニル管	ポリブデン管 架橋ポリエチレン管 ※１	ステンレス鋼 鋼管	ビニルライニング 鋼管	ポリエチレン粉体 ライニング鋼管
	GXDIP NSDIP	HPPE	PP	VP HIVP	PBP XPEP	SSP-A、B	SGP-VA, VB, VD	SGP-PA, PB, PD
規 格	水道用 ダクタイル 鋳鉄管	水道用高密度ポリエチレン管 水道配水管ポリエチレン管	水道用 ポリエチレン 二層管	水道用 耐衝撃性 硬質塩化ビニル管	水道用ポリブデン管 水道用架橋ポリエチレン管	水道用 ステンレス鋼 鋼管	水道用硬質塩化 ビニルライニング 鋼管	水道用 ポリエチレン粉体 ライニング鋼管
	JWWA G 113 JIS G 5526 JDPA G 1030 JDPA G 1042 JDPA G 1049	ISO JWWA K 144	JIS K 6762	JIS K 6742	JIS K 6792 JIS K 6787	JWWA G 115	JWWA K 116	JWWA K 132
呼び径	75.100.150	75.100.150	13.20.25	13.20.25	13.20.25	13.20.25	13.20.25	13.20.25
	200.250	200.250	40.50	40.50.75	40.50	40.50	40.50.75	40.50.75
	300	300		100.150			100.150	100
公道及び公道 に準ずる私道	○	○	△ ※２	×	×	△ ※２	×	×
宅地内 第1止水栓まで	○	○	×	×	×	×	×	×
宅地内 第1止水栓以降	水道法施行令第５条に定める給水装置の構造及び材質の基準を満たすもの。							
備 考	※１ ポリブデン管及び架橋ポリエチレン管は、原則として屋内配管に限る。（やむを得ず屋外配管する場合は、防護措置を講ずること。） ※２ 布設されている配水管が、本市が別に定める配水管の場合は「○」とする。 その他については、道路管理者の指示に従うこと。							

図－ 2. 2 標準配管図

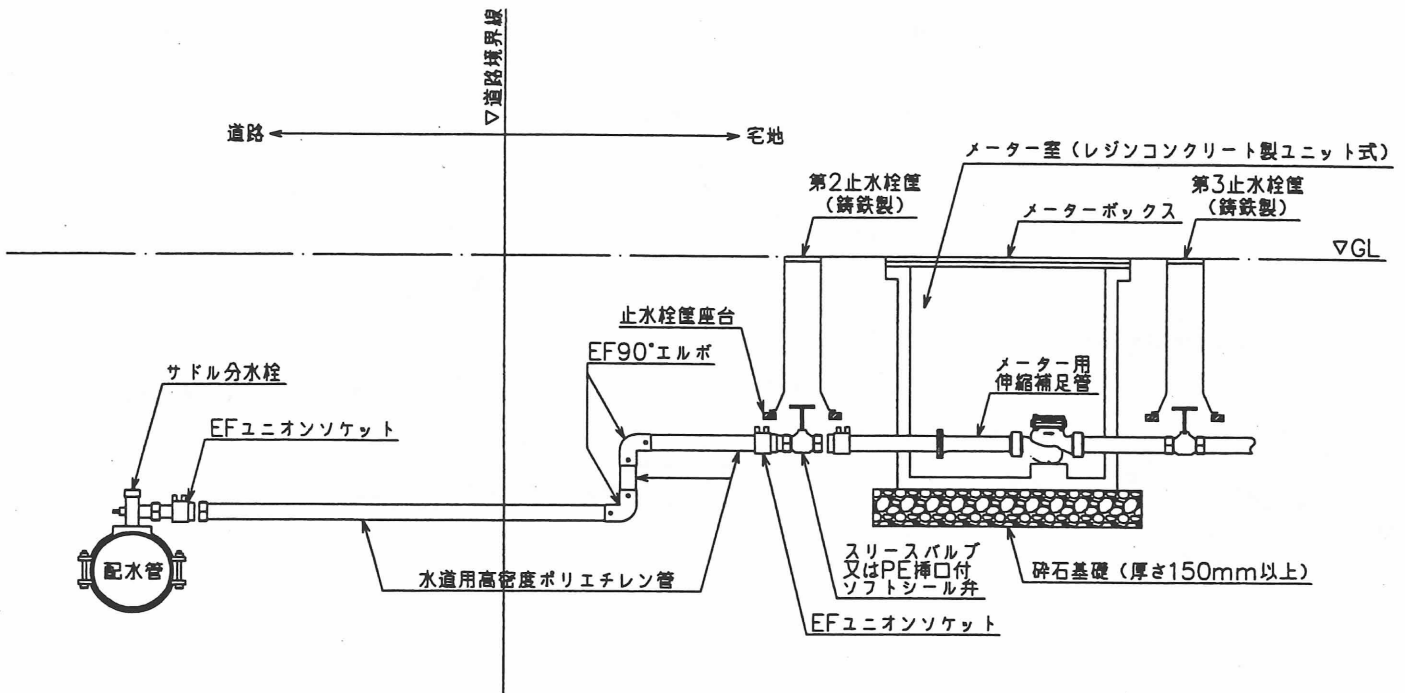
①給水管口径 25mm [配水管が配水用ポリエチレン管の場合]



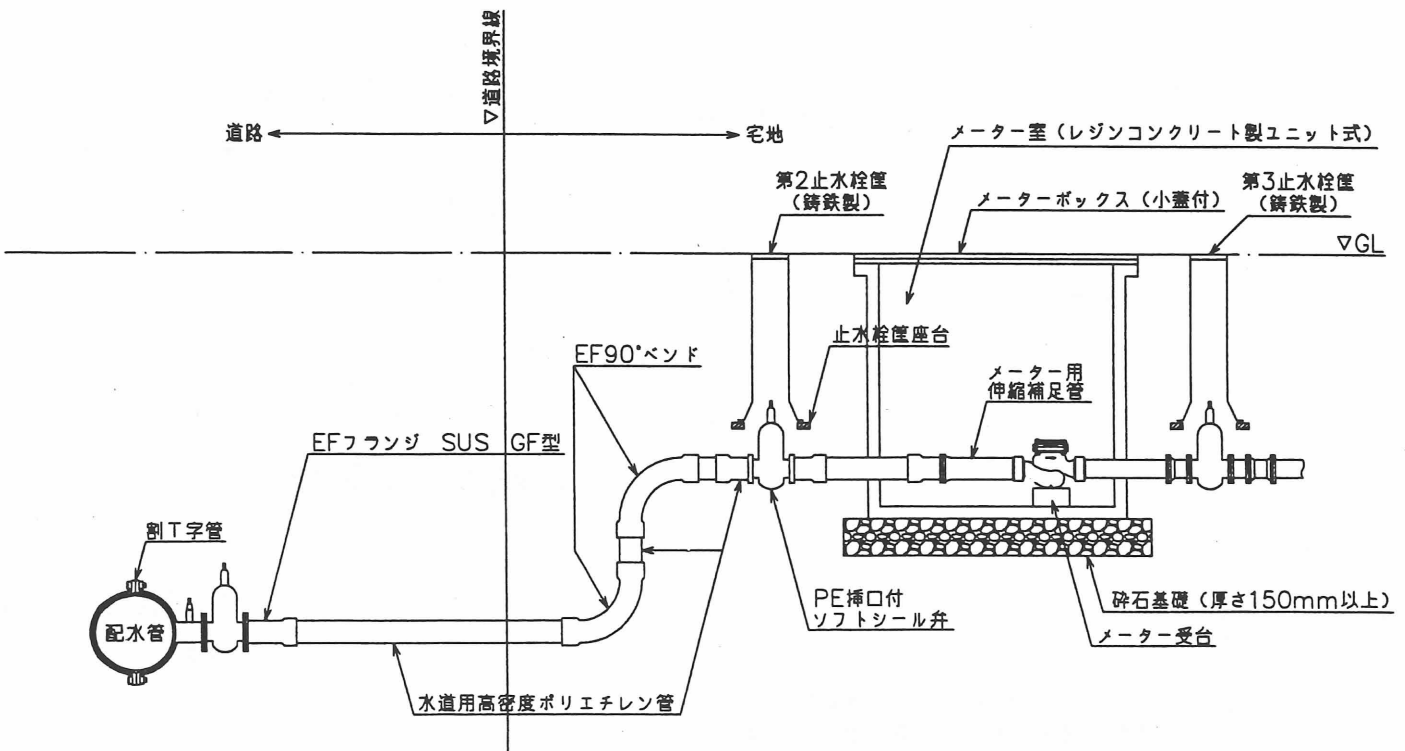
②給水管口径 25mm [配水管が配水用ポリエチレン管以外の場合]



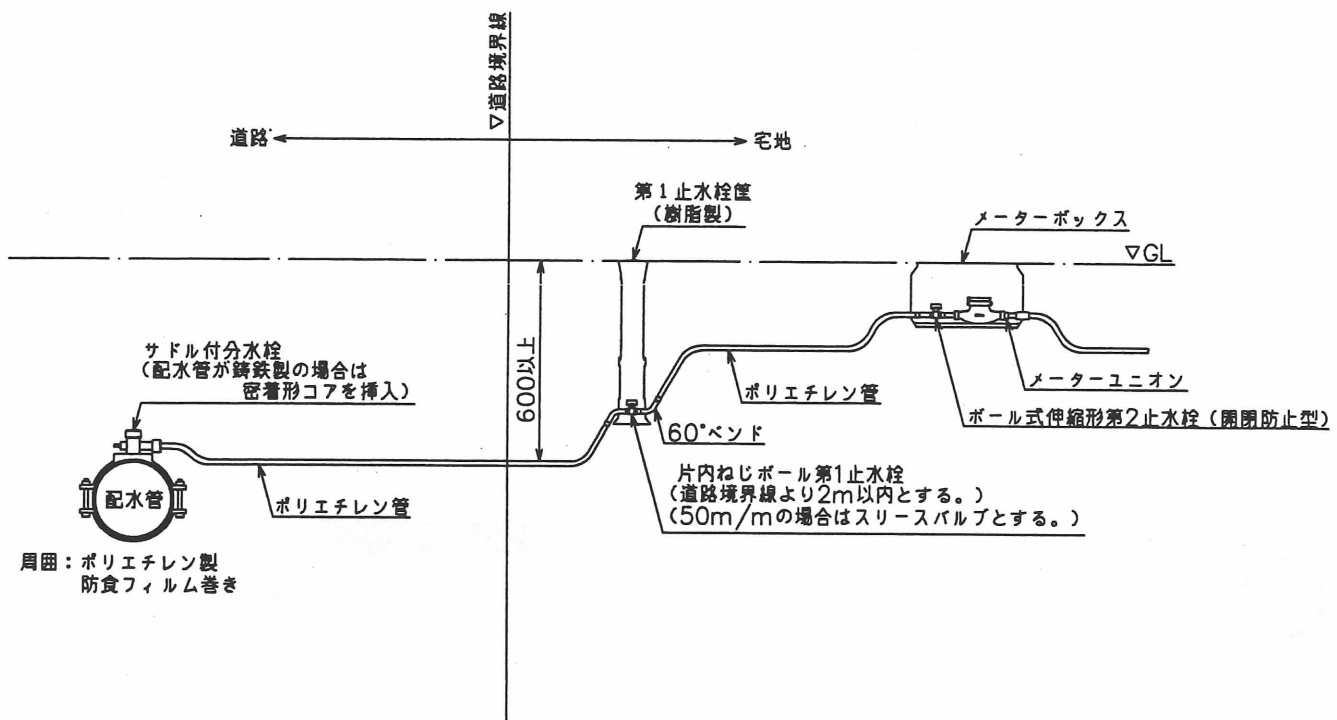
③給水管口径 50mm 以上 [配水管が配水用ポリエチレン管の場合]



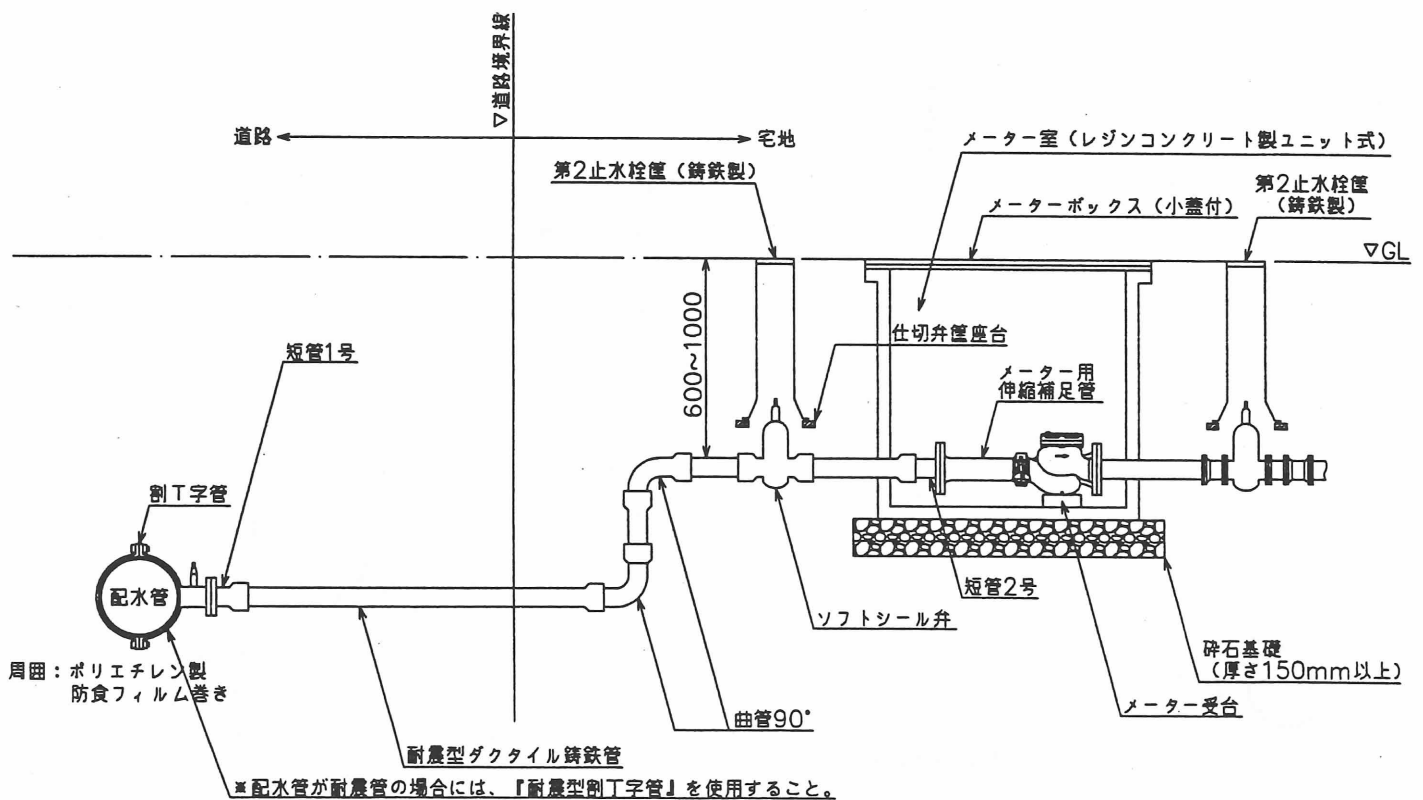
④給水管口径 50mm 以上 [配水管が配水用ポリエチレン管以外の場合]



⑤ 給水管口径 50mm [給水管が水道用ポリエチレン 2 層管の場合]



⑥ 給水管口径 75mm 以上 [給水管が水道用ダクトイル鉄管の場合]



(水道メーターの口径選定及び設置)

第10条 メーターの口径の選定は、次に掲げる事項を総合して判断するものとする。

- (1) 年間の使用水量
- (2) 月間の最高及び最低使用水量
- (3) 一日平均使用時間及び時間最大使用量
- (4) 給水方式(直結直圧式・直結増圧式、貯水槽式)
- (5) 給水栓の口径と設置給水栓数又は同時使用水量及び特殊器具の有無
- (6) 給水栓の口径及び配管状態
- (7) 使用目的及び状況
- (8) 本市が定めるメーターに対する標準水栓数

メーター口径	標準水栓数	同時使用率
13 mm	1～5 栓 ※1	2 栓
20 mm	6～12 栓	3 栓
25 mm	13～20 栓	4～5 栓
30 mm 以上	※2	

※1 単身者用住宅で床面積が 40 m²以下に限り、給湯器を含めて 6 栓までとする。

※2 メーター口径が 30 mm 以上については、本市と協議し決定するものとする。

2 メーターの設置位置の選定にあたっては、原則として、次の各号に掲げる事項によるものとする。

- (1) 宅地内における位置確認及び検針並びに交換を容易に行うことができる場所とすること。
- (2) 外傷又は衝撃などによる破損又は異状を生ずる恐れのない場所とすること。
- (3) 台所、便所及び物置などの周囲や家屋の裏側を避け、乾燥して汚水が入り難い場所とすること。
- (4) 給水装置の取出し地点に近い宅地内とし、原則として道路境界線から 2.0m 以内とする。

- (5) メーターを屋外に設置することができない場合は、屋内に設置することができるが、外部から本市の検針に支障を来さない箇所にメーターを設置すること。
 - (6) 凍結を防止するために日当たりのよい場所とすること。
 - (7) 給水栓より低い位置に設置すること。
- 3 口径 40mm 以下のメーターの上流側に使用するフレキシブル継手は、表－2. 3 に示すとおりとする。

表－２．３

品名および型式名		サ イ ズ
フレキシブル継手 PSC-テクノロジー [日水協検査対象品]	FJ-A(SUS316) ステンレス短管 ×ステンレスナット	20Su×500L、600L、800L 25Su×500L、700L、800L 25Su×20Su×600L 30Su×800L、40Su×1000L、50Su×1000L
	FJ-B(SUS316) ステンレスシモク ×ステンレスナット	13Su×350L、500L 20Su×350L、500L、800L、1000L 25Su×500L、30Su×800L 40Su×800L、50Su×1000L、50Su×1000L
	FJ-C(SUS316) 伸縮可とう式ソケット ×ステンレスナット	20Su×500L、800L 25Su×500L、800L 30Su×800L、40Su×1000L、50Su×1000L
	FJ-E(SUS316) ステンレスナット ×ステンレスナット	13Su×350L、500L、700L、1000L 20Su×500L、700L、800L、1000L 25Su×500L、700L、1000L 30Su×800L、40Su×1000L、50Su×1000L
	FJB-N(SUS316) ステンレステーパーソケット ×砲金ナット	13Su×500L、700L 20Su×500L、700L 25Su×500L、700L
	FJB-BT(SUS316) ステンレステーパーシモク ×砲金ナット	13Su×500L、700L 20Su×500L、700L 25Su×500L、700L

４ 口径 50mm 以上のメーターの上流側には、メーター用伸縮補足管を使用するものとする。

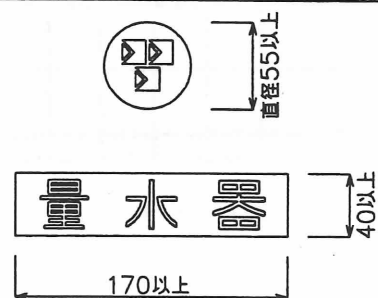
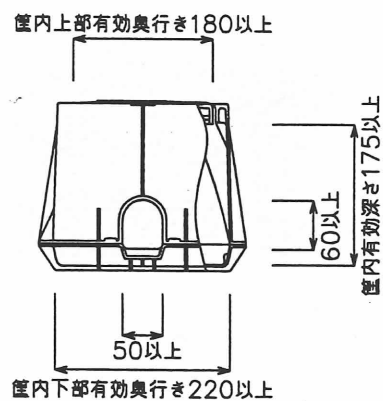
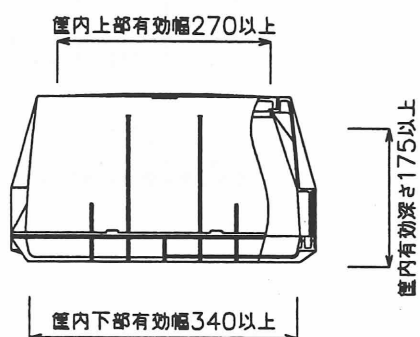
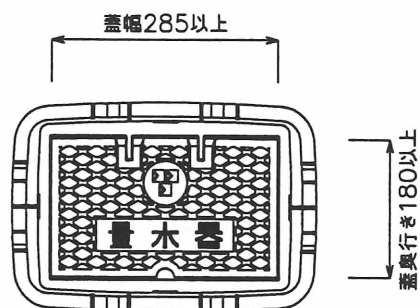
なお、口径 50mm メーター用伸縮補足管の上流側には、ステンレスフランジ短管を使用すること。

5 メーターボックス又はメーター室の大きさは、図－2. 3により選定する。

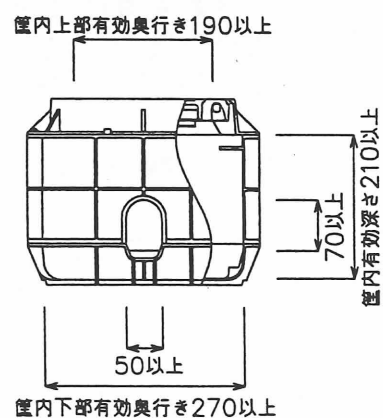
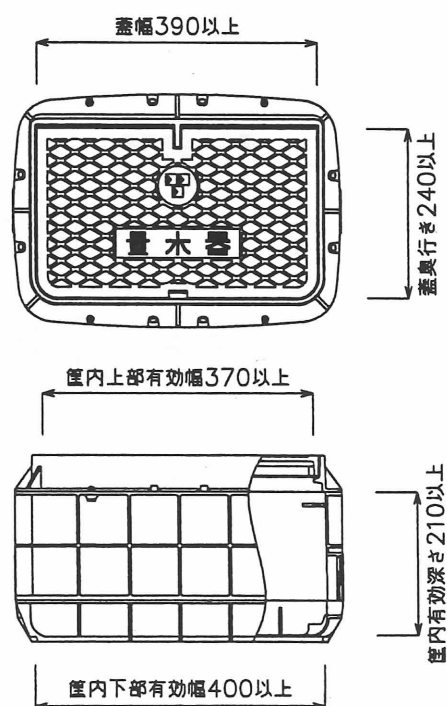
なお、口径 150 mm以上のメーター室については、本市と協議し決定するものとする。

図 - 2 . 3

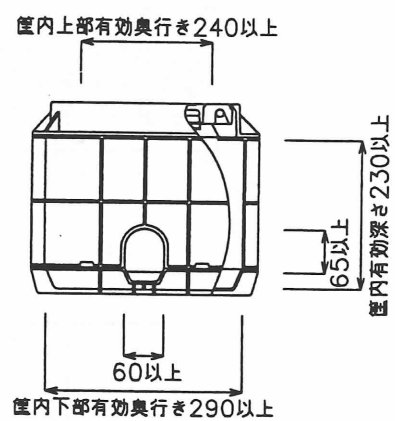
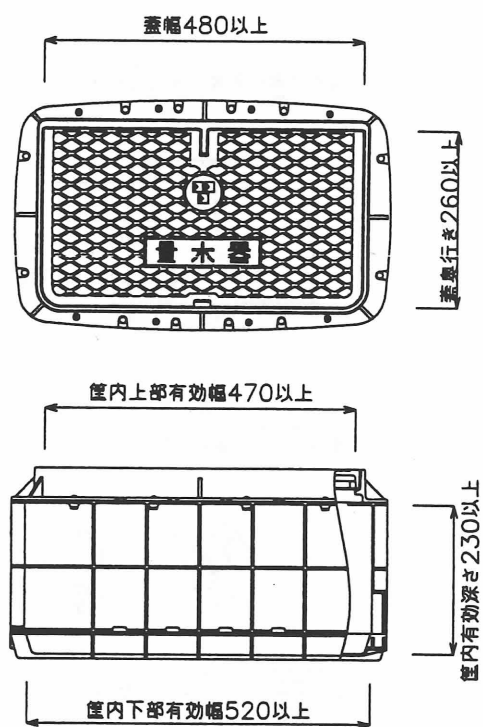
13ミリ



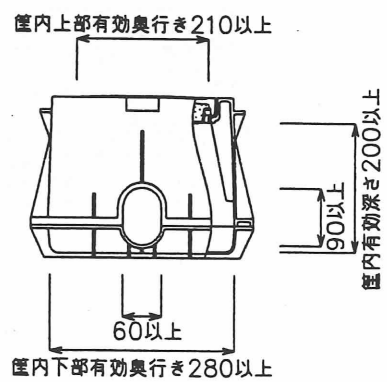
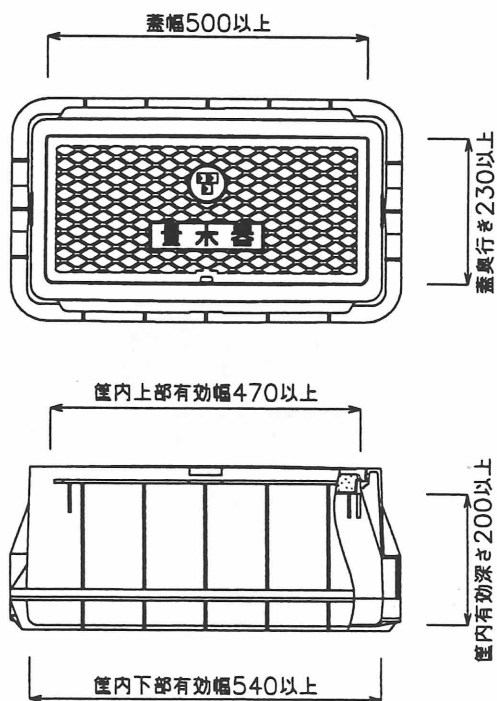
20ミリ



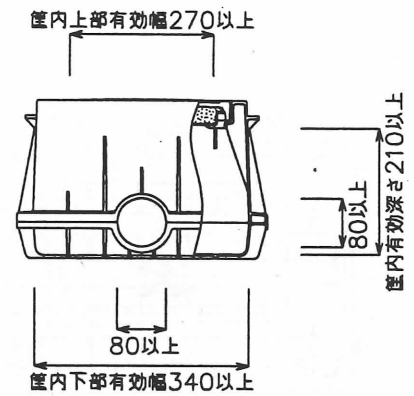
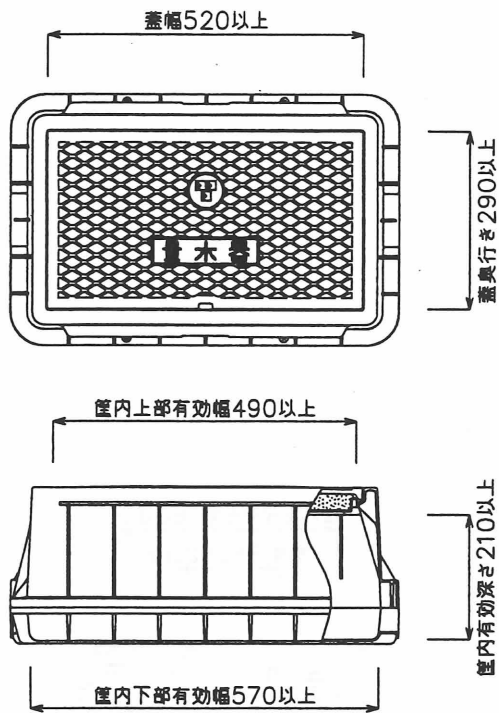
25ミリ



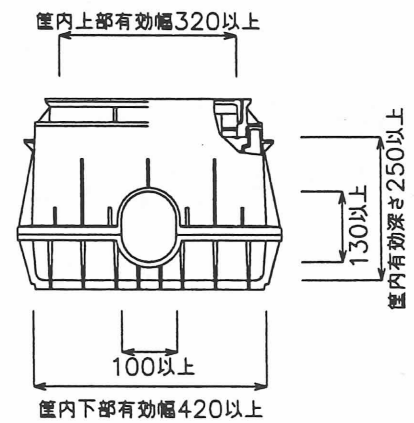
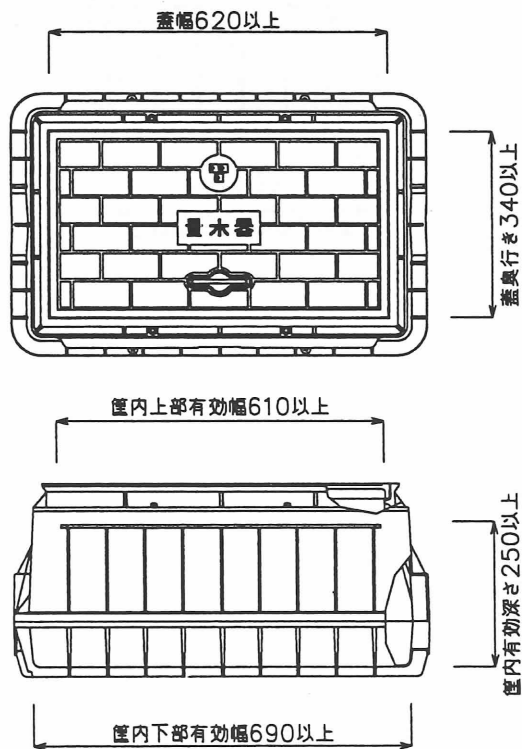
30ミリ



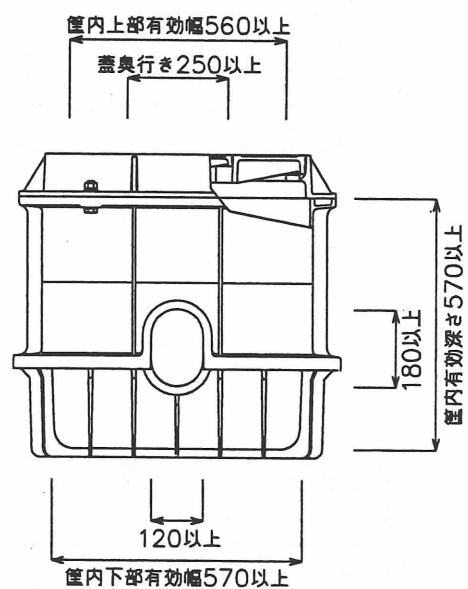
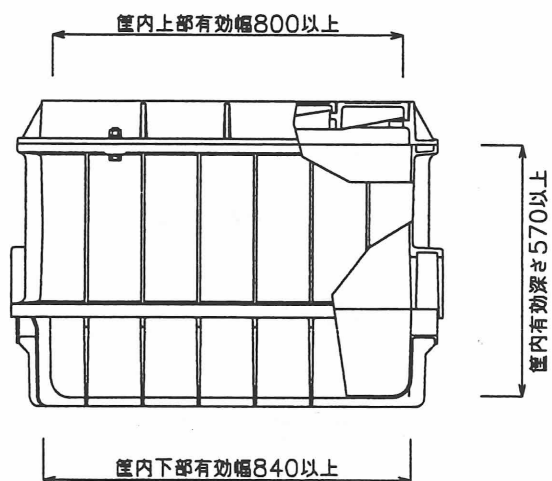
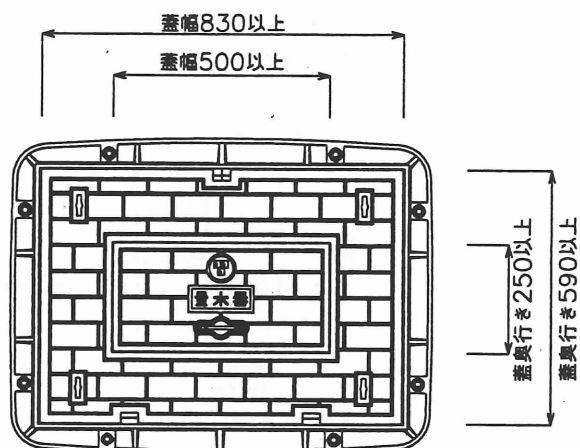
40ミリ



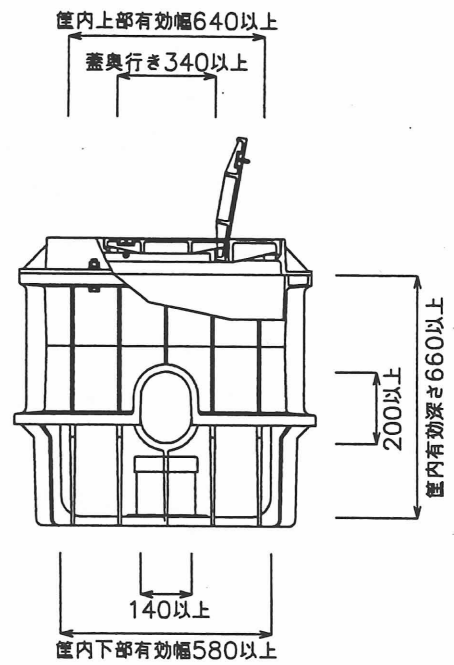
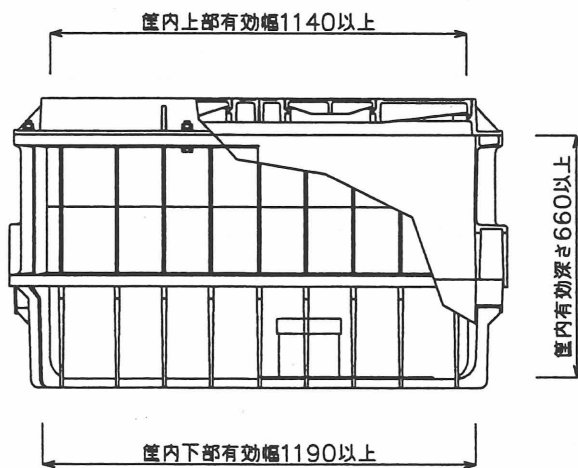
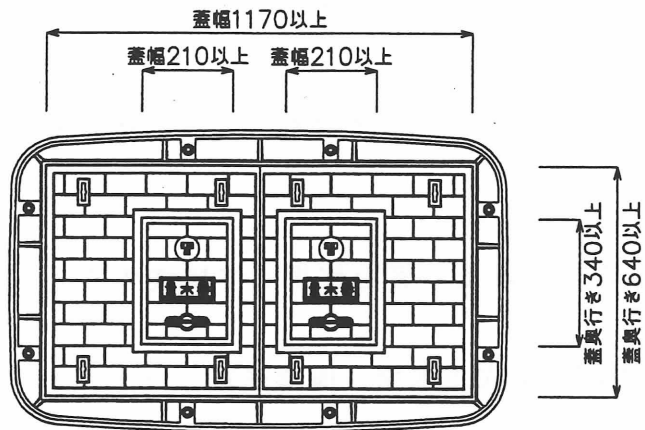
50ミリ



75ミリ



100ミリ



(止水栓の設置)

第11条 道路の至近距離の宅地内（屋外）には、第 1 止水栓及び筐を設置するものとする。

(図 2 - 4 参照)

- (1) 給水管口径 25mm の場合 片内ねじボール止水栓
- (2) 給水管口径 50mm の場合 埋設形スリース弁又はソフトシール弁
- (3) 給水管口径 75mm 以上の場合 ソフトシール弁

ただし、次の①、②の場合は、この限りでない。

①高さ 2.0m 以上の立上り法面又は立下り法面若しくは直壁に掛かるもの。

②水路又は河川などの横断に架かるもの。

2 第 2 止水栓の前後には、次の長さ以上の管を使用して接続するものとする。

- (1) 口径 20mm～口径 50mm のボール式止水栓（伸縮形）

ステンレス鋼鋼管 0.5m 以上

- (2) 口径 40mm～口径 50mm のボール式止水栓（乙型）

ライニング鋼管類 0.5m 以上

3 給水管口径 40mm 以下のメーターの上流側には、全てボール式止水栓（伸縮形）を設置するものとする。

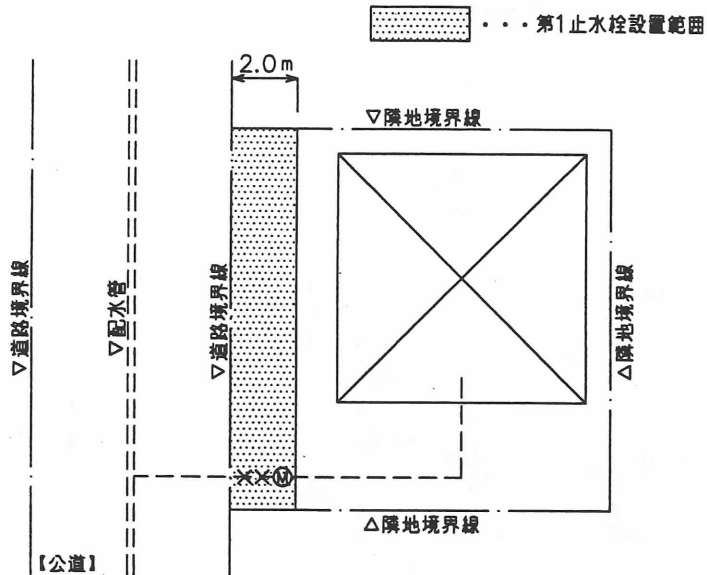
また、メーター下流側の止水栓は省略するものとするが、口径 40mm で給水管距離が長くなりメーター交換など、維持管理上支障となる場合はボール式止水栓（乙型）を設置するものとする。

4 口径 50mm のメーターの下流側には埋設形スリース弁又はソフトシール弁を、口径 75mm 以上のメーターの前後には、ソフトシール弁を設置するものとする。

5 建築物内にメーターボックス又はメーター室を設ける場合、メーターの前後には、ボール式止水栓（逆流防止弁付）又はスリースバルブ若しくはソフトシール弁を設置するものとする。

図－２．４ 止水栓設置基準標準図

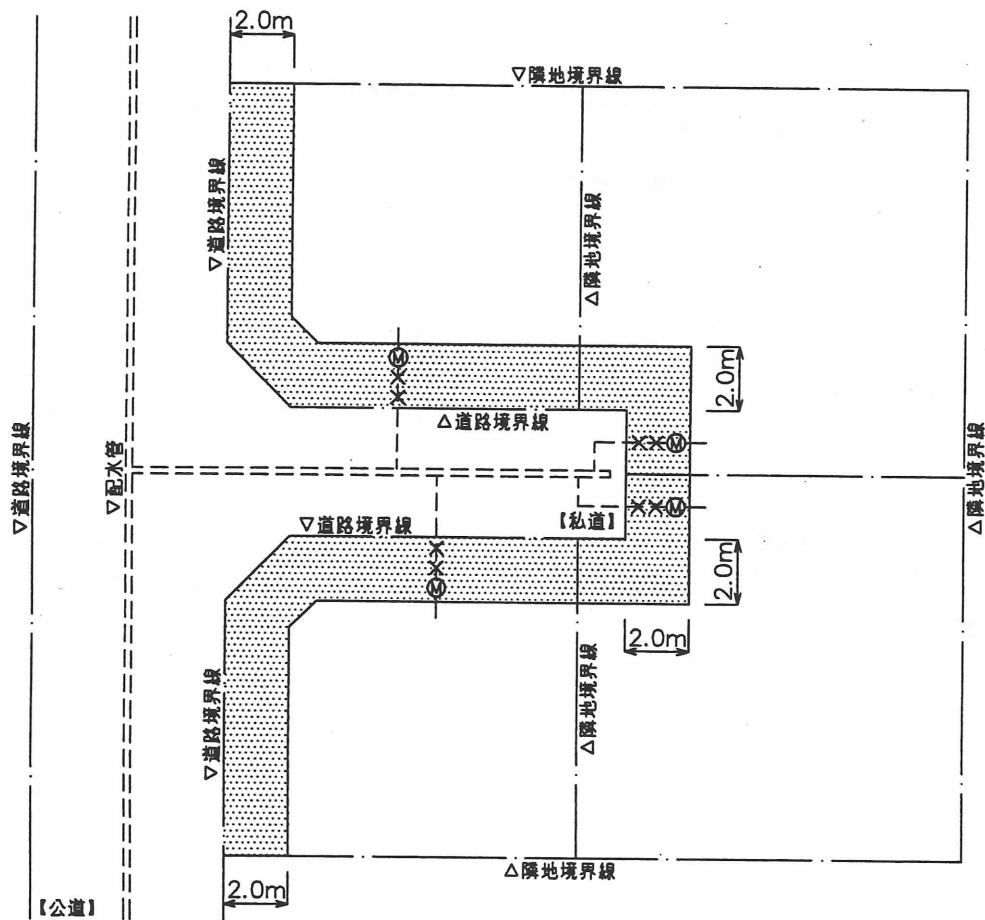
(１) 公道の場合



車庫には、原則として止水栓及びメーターを取付けてはならない。

ただし、シャッターがなく駐車中などにおいても検針に支障がなく、かつ、轍となりうる箇所を避けた場合は、この限りではない。

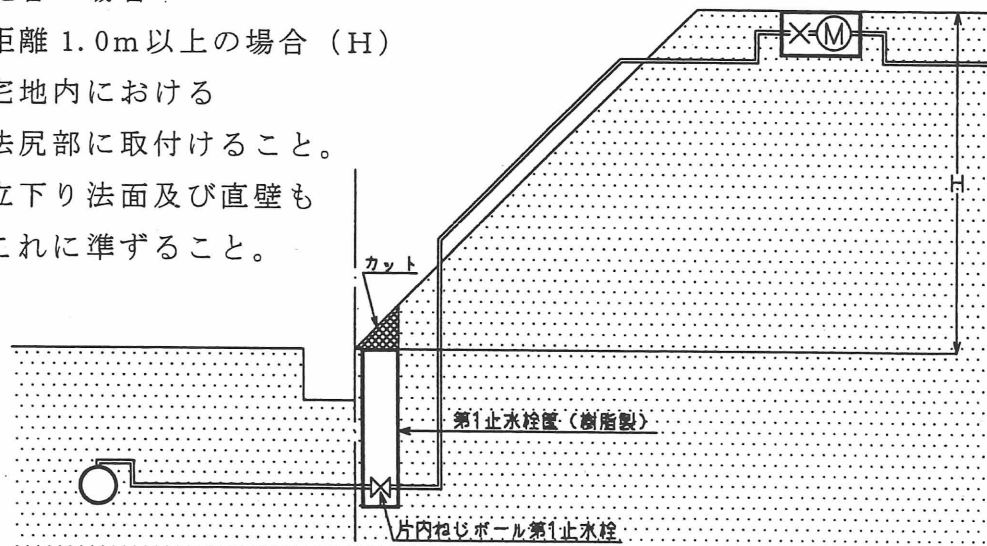
(2) 私道の場合



(3) 法面配管の場合

① 垂直距離 1.0m 以上の場合 (H)

- ア. 宅地内における
法尻部に取り付けること。
- イ. 立下り法面及び直壁も
これに準ずること。



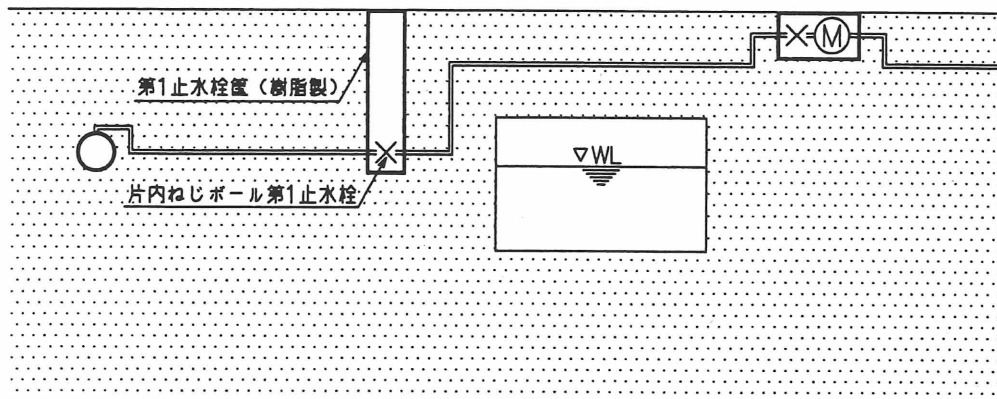
② 垂直距離 1.0m 以下の場合 (H)

露出配管せず、原則として道路境界線より宅地内 1.0m 以内とすること。

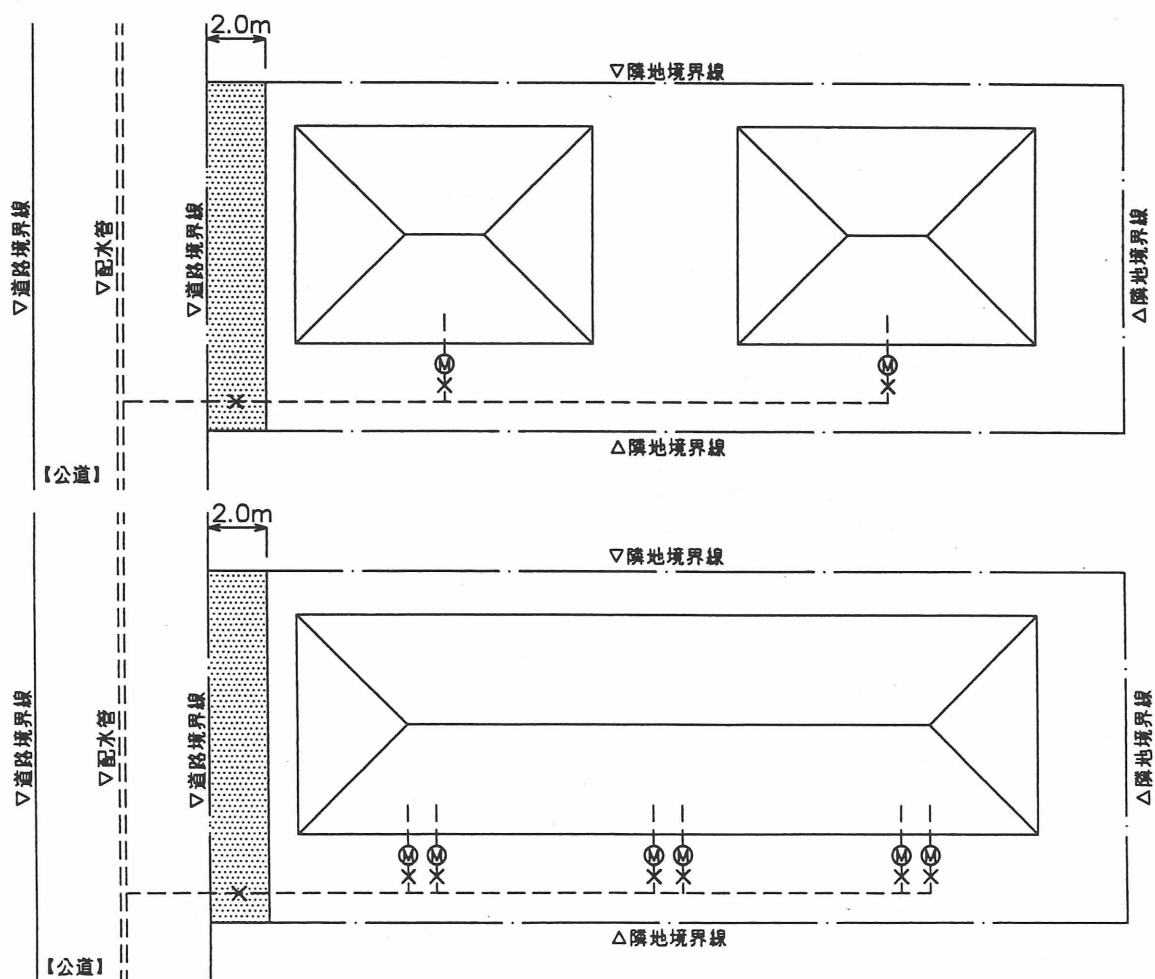
(4) 水路、河川などの場合

ア. 上越しの場合は、下図によること。

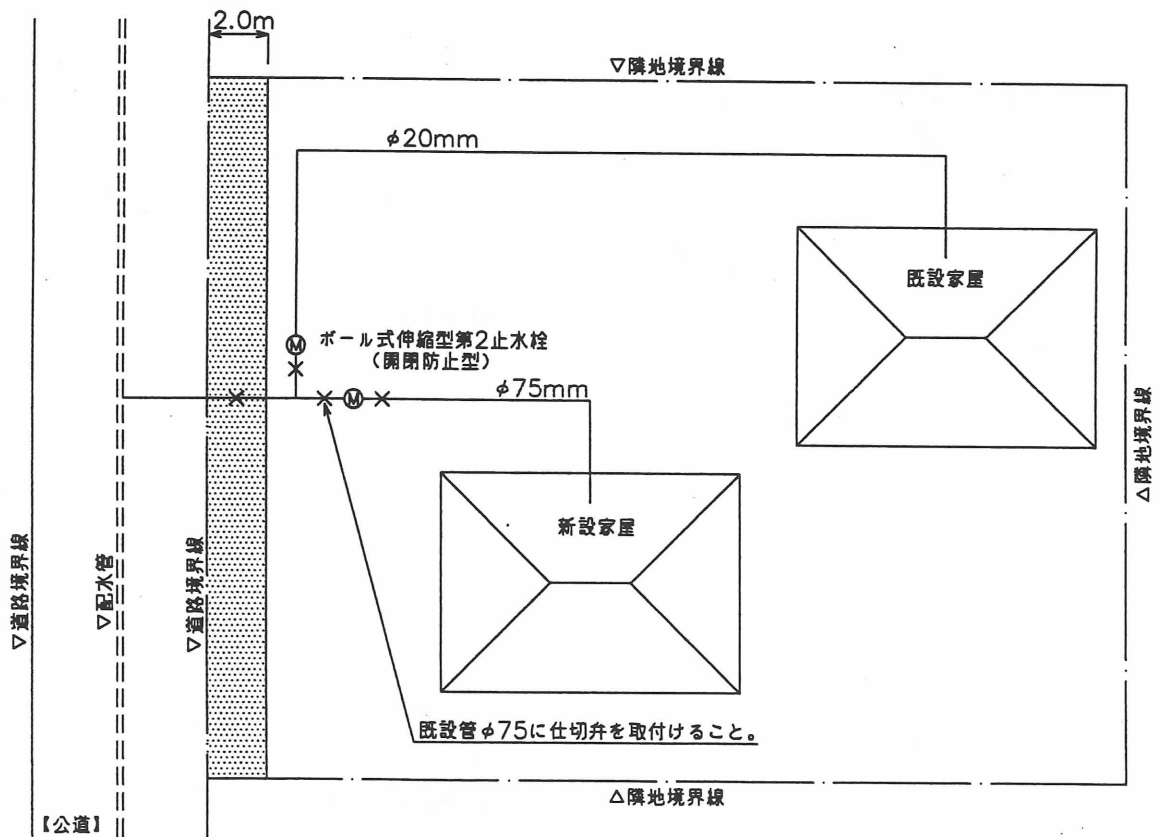
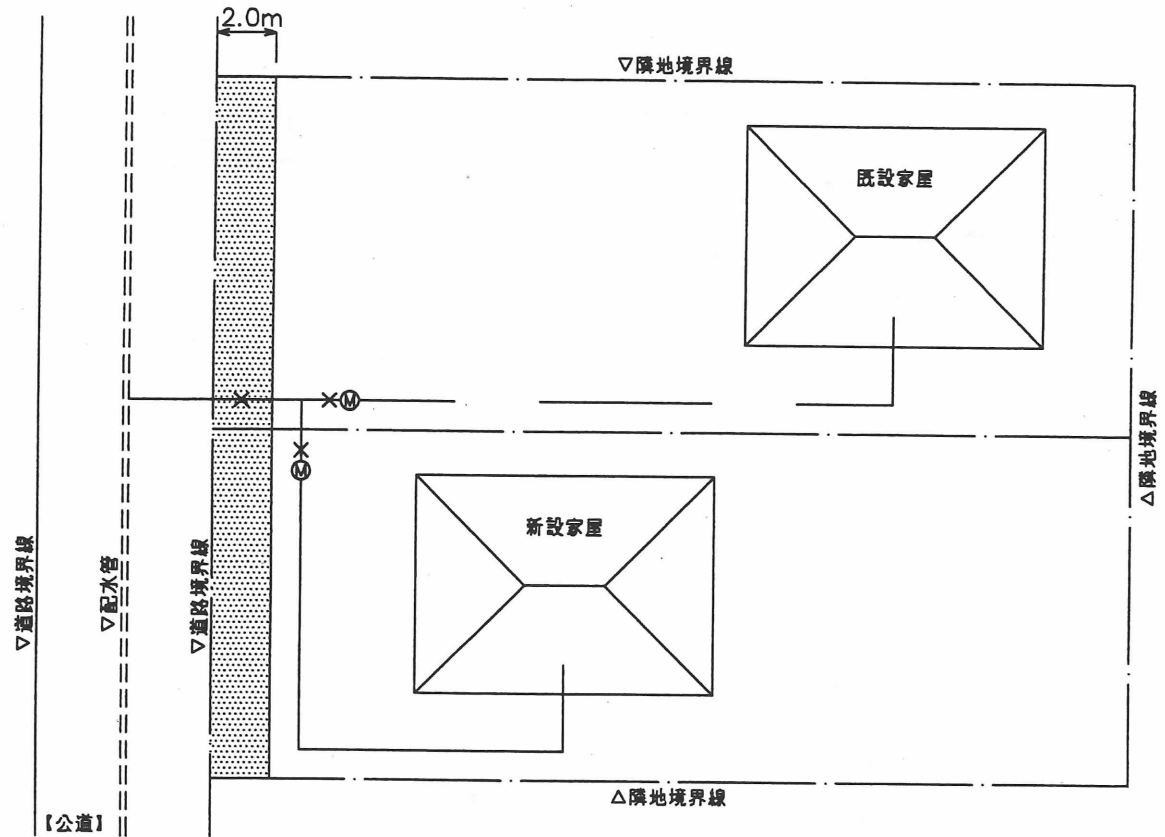
イ. 伏越しの場合は、宅地内に設置すること。



(5) 連合装置の場合



(6) 既設給水管からの分岐の場合



(標示杭などの設置)

第11条の2 給水管の管理設位置に埋設標示杭又は鋳標示プレートのいずれかで道路境界線ぎわに設置するものとする。

(器具の連結)

第12条 給水装置に直結する器具は、基準省令に適合するものとする。

(危険防止の処置)

第13条 給水装置は、当該給水装置以外の既設装置及びその他水が汚染される恐れのある設備に直接連結させてはならない。

- 2 給水装置の末端の給水用具は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じる恐れのないものでなければならない。
- 3 水洗便器に直結するなど給水装置に負圧が生じる恐れのあるものは、バキュームブレーカー付フラッシュバルブを備えるなど逆流防止の措置を講じなければならない。
- 4 給水装置には、配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプを直接連結してはならない。

(防護措置)

第14条 衝撃又は凍結などの恐れのある次の箇所にあつては、次の各号に掲げる防護措置を講ずるものとする。

- (1) 鋳鉄管の異形管を使用する箇所には、離脱防止金具などにより抜け出し防止措置を講ずること。
- (2) 水路、下水開渠、暗渠などを横断して配管する必要がある場合は伏越しとし、やむを得ず露出配管とする場合は、鞘管などによる防護措置を講ずること。
- (3) 擁壁及び法面を露出配管する場合は、防寒及び防護措置を講ずること。
- (4) 屋外及び床下配管並びに所定の土被りが得られない場合には、防寒及び防護措置を講ずること。

- (5) 結露の恐れがある配管箇所のうち、周囲のものに影響を与える恐れのある箇所には、防露装置を講ずること。
 - (6) 屋内配管、立上り管及び水栓取付箇所には、振れ止め金具又は吊下げ金具若しくはクリップなどを用いて給水管の振れ止めを行うこと。
ただし、免震構造の建築物にあつては、その免震機能を損なわない措置を講ずること。
 - (7) ボイラーなど温度に著しい影響を与える装置が設置されている場所に配管するときは、熱による影響を受けないよう防護措置を講ずること。
 - (8) その他必要な場所には、防護措置を講ずること。
- 2 電食又は腐食などの恐れのある配管については、次の防食措置を講じるものとする。
- (1) 鋼管（ステンレス鋼鋼管を除く。）の接合箇所は、防食テープを使用し半重ね二重巻きとすること。
ただし、管外面が被膜されているものは、この限りではない。
 - (2) 鋼管（ステンレス鋼鋼管を除く。）の切断面には、管端コアを使用すること。
ただし、管端用防食継手を使用した場合は、この限りではない。
 - (3) サドル分水栓による分岐箇所には、防食フィルムを被せること。
 - (4) 鋼管（ビニルライニング鋼管D及びポリエチレン粉体ライニング鋼管D並びにステンレス鋼鋼管を除く。）がコンクリートを貫通する場合など、コンクリートと接触する箇所には、鞘管などで防護措置を講ずること。
- 3 配水管の分岐箇所から第1止水栓までの給水管には、有機溶剤の浸透を防止するためのスリーブを被せること。

（貯水槽式の設備）

第15条 給水方式を貯水槽式とする場合は次の各号に掲げる事項によるものとする。

（1）受水タンクの位置と構造

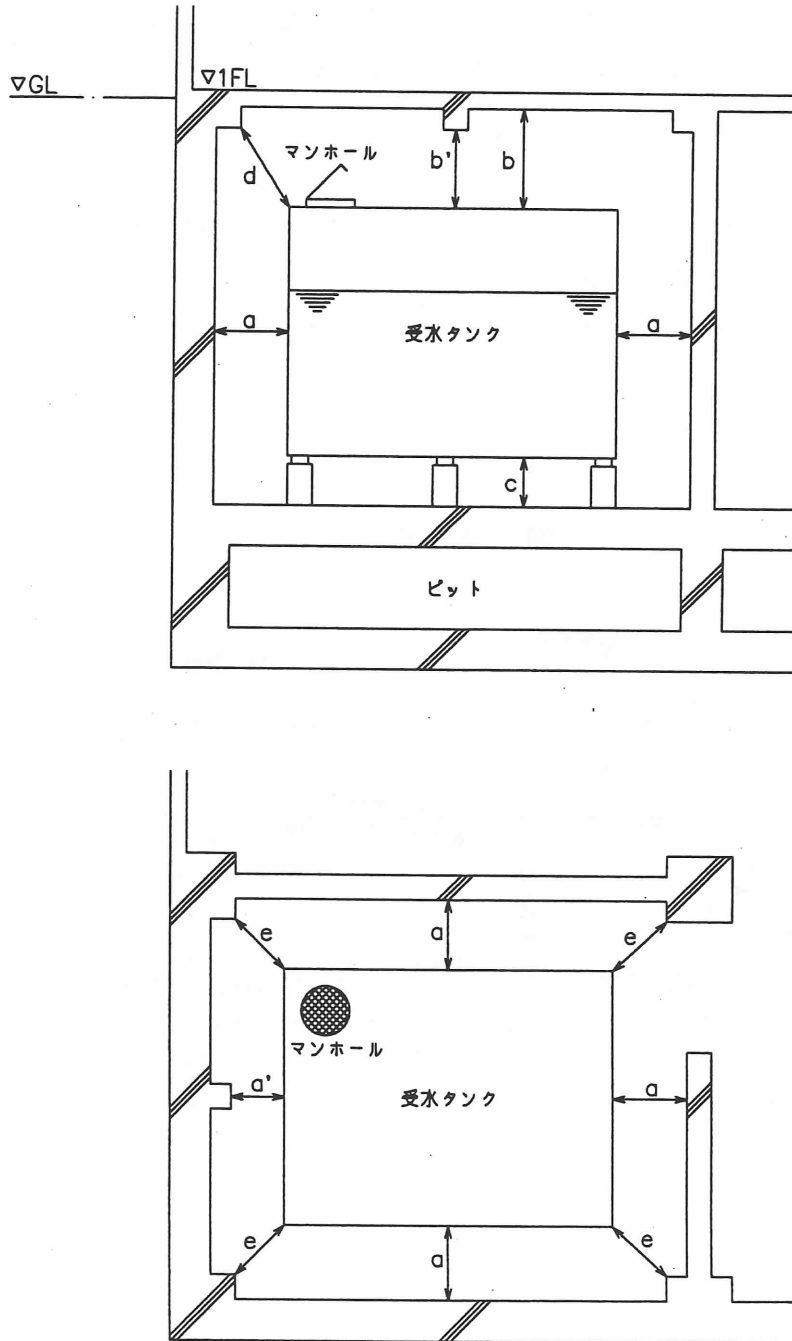
- ① 地上式とし、やむを得ない場合は、地下室に設置することができる。

- ②設置場所は、換気がよく点検しやすい場所とし、屋外に設置する場合は、必要に応じて上屋を設けること。（図 2 - 5 参照）
- ③材質は、鋼板製、合成樹脂製又は鉄筋コンクリート製などで水質に悪影響を及ぼす恐れのないものとし、かつ、十分水密性を確保できる構造とすること。
- ④受水タンク内面に使用する塗料及び仕上剤は、公的試験機関で安全性が確認されているものを使用すること。
- ⑤保守点検をするために必要なマンホール及びステップを取付けること。
- ⑥マンホールは、次の事項を具備すること。
 - （ア）鉄製又は同程度の強度を持つもの。
 - （イ）蓋には取手を設け、必要に応じて施錠装置を取付けること。
 - （ウ）マンホールは、覆蓋又は地盤よりも高位に設け、汚水又は雨水などが侵入しないようにすること。
 - （エ）蓋は、防水形（やむを得ない場合は、蓋と枠の組み合わせにパッキンなどを使用する。）を使用し、水密性を持たせること。
- ⑦オーバーフロー管、通気装置及び排水管並びに排水ピットを設けるものとし、排水する際に汚水などが逆流しない装置を施し、排水口及び通気口には防虫及び防鼠のための網を取付けること。
- ⑧高水位から受水タンク内壁の上端までは、原則として 30cm 以上の余裕高をとること。
- ⑨吐出口とオーバーフロー水位面との間隔は、表 2. 5 によること。

表 - 2 . 5

口径 mm	越 流 面 から 給 水 栓 吐 水 口 ま で の 高 さ	側 壁 と 給 水 栓 吐 水 口 中 心 と の 距 離
13mm	25mm 以上	25mm 以上
20mm	40mm 以上	40mm 以上
25mm	50mm 以上	50mm 以上
40～50mm	50mm 以上	50mm 以上
75mm 以上	管の呼び径以上	管の呼び径以上

図－２．５ 受水タンクなどの設置位置の例



a、b、cのいずれも保守点検が容易にできる距離とする（標準的にはa、 $c \geq 60\text{cm}$ 、 $b \geq 100\text{cm}$ ）。また、梁・柱などは、マンホールの出入りに支障となる位置としてはならず、a'、b'、d、eは保守点検に支障のない距離とする。

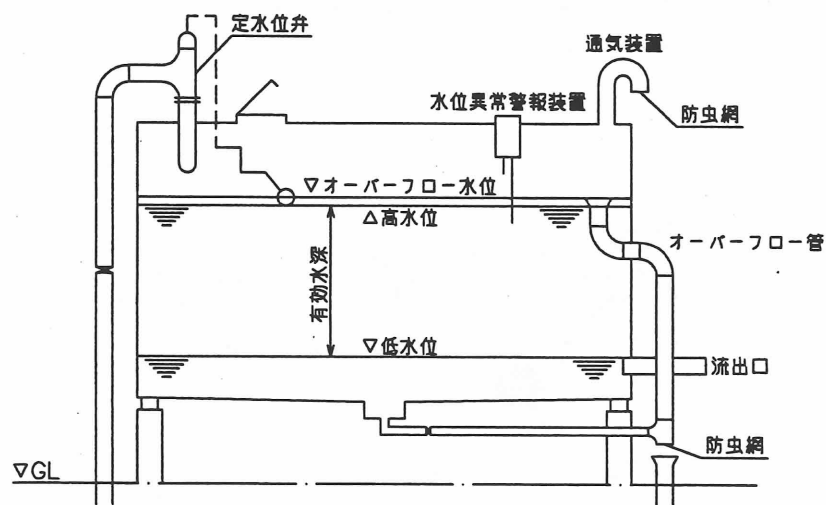
- ⑩ 流出口の取付け位置は、槽底より管の下端において原則として 10cm 以上とし、低水位は流出口の上端以上とすること。
- ⑪ 槽底は、排水口に向かい勾配を設けること。
- ⑫ 給水口と流出口の取付け位置は、停滞水の生じない構造とすること。
- ⑬ 受水タンクには、極力、水位異常警報装置を設置すること。
- ⑭ 関係法令などを遵守すること。

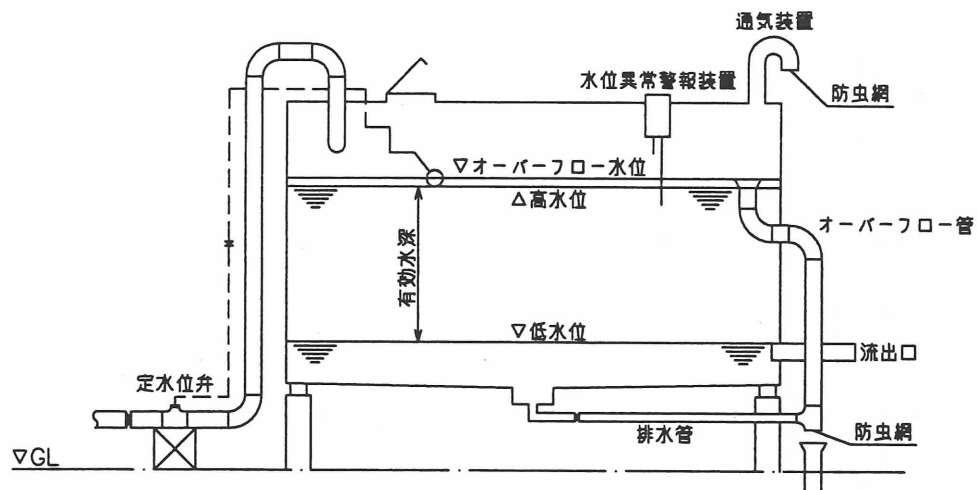
(2) 受水タンクへの給水方法

給水管口径 25mm 以上の受水タンクへの給水方法は、定水位弁を使用し、次の標準図に基づき配管すること。

- ① 地上式 (図 - 2. 6 参照)

図 - 2. 6



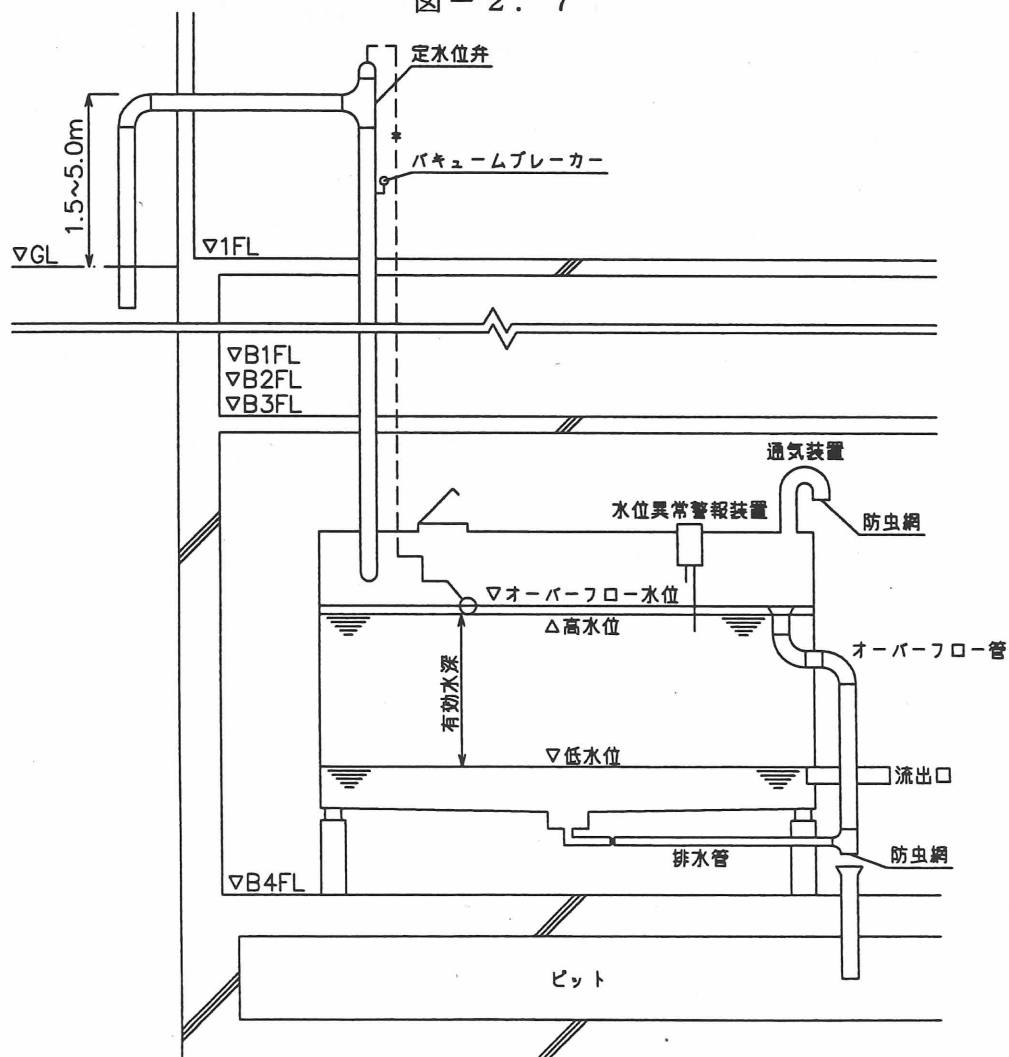


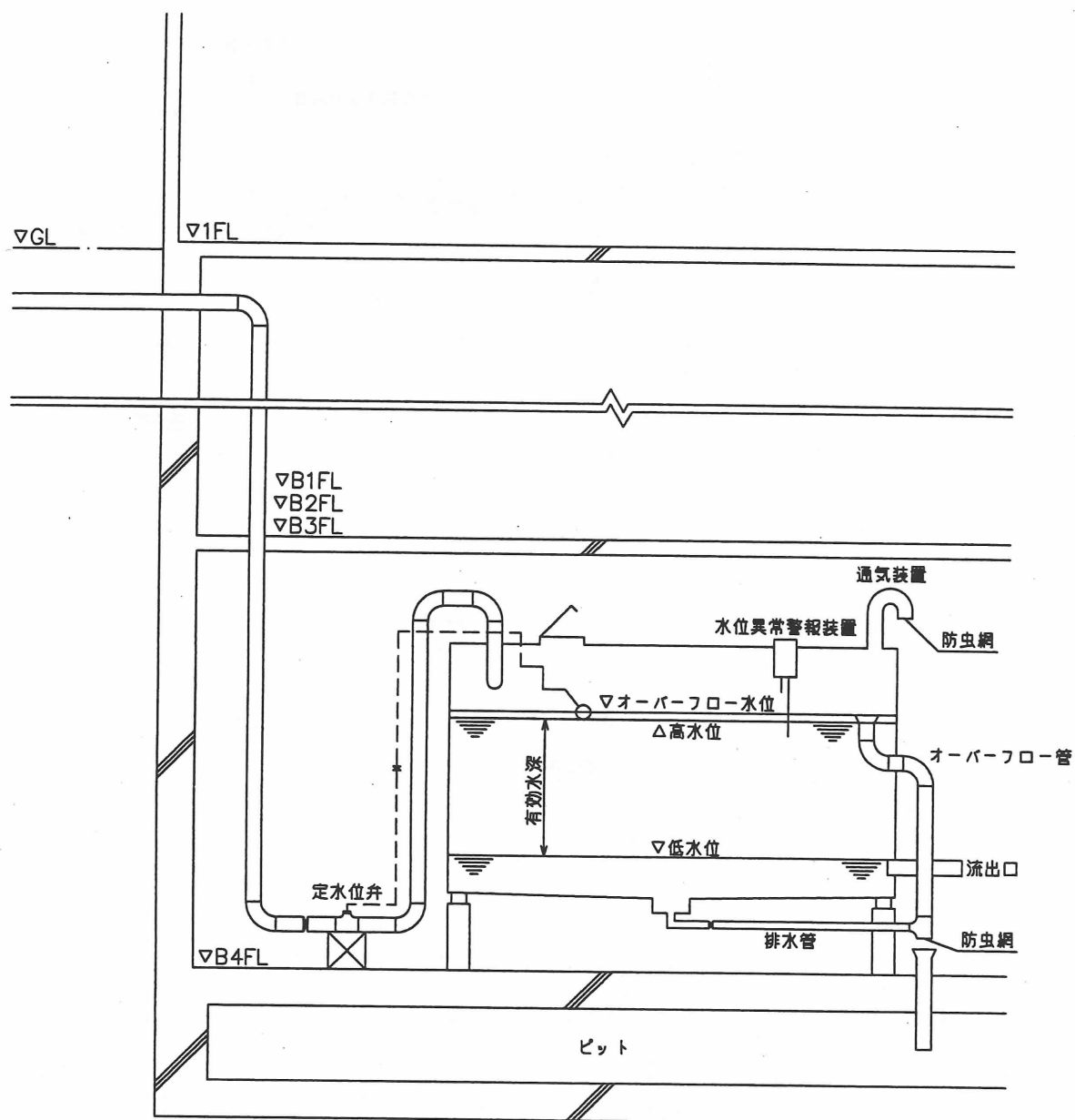
②地下室設置形

(ア) 副受水タンク方式 (地上式)

(イ) 直接給水方式 (図-2.7 参照)

図-2.7





※この場合の定水位弁は流量調節形を設置し、メーター使用範囲の最大値に調整すること。

(3) 受水タンク容量

受水タンク容量は、一日最大使用水量の 4～6 割程度の容量を標準とすること。

ただし、最低容量は、時間平均使用水量（一日最大使用水量を平均時間で除したもの。）の 3 時間分を原則とすること。

(4) 受水タンクの兼用

① 水道水と井戸水などを併用する受水タンクでないこと。

ただし、専用水道又は小規模専用水道として水を給水することを目的とし、以下の条件に合致する場合はこの限りではない。

ア. 「水道法」に基づく水質基準に適合し、飲料として適していること。

イ. 水道水吐水口に井戸水が接触しない受水タンクの構造であること。

ウ. 「水道法」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「千葉県小規模水道条例」など関係法令に基づく維持管理がなされていること。

エ. 専用水道又は小規模専用水道として保健所ので承が得られていること。

オ. 住宅の場合であっても各戸検針はできないこと。

② 消火用水を確保するために、受水タンクを兼用する場合の容量は、一日最大使用水量を超えないこと。

(5) 受水タンク以下装置

受水タンク以下の装置は、次の事項を十分考慮するものとする。

① 給水方式

高架水槽方式、圧送方式、蓄圧式給水タンク方式などとする。

② 高架水槽などの構造

材質及びその他の付属設備は、受水タンクに準じて必要な配慮をすること。

③ 高架水槽などの容量及びポンプ能力の標準

(ア) 容量は、時間平均使用水量の 30～60 分とすること。

(イ) ポンプ能力は、高架水槽などを 30 分以内に満水にできるものであること。

④ ポンプ施設

(ア) ポンプは、故障時などを考慮し、予備機を設置すること。

(イ) メーターに異常圧力が掛からないこと。

(ウ) 空気が混入する恐れのないこと。

(エ) 停電時などに備え対応できる態勢を考慮すること。

(6) その他

① 工事申請時に条例第 16 条に基づく管理人選任届を本市に提出するものとする。

② 受水タンク以下装置は、全て受水タンク施設管理人の責任において管理するものとする。

③ 次の各号に該当する場合は、速やかに本市に届け出なければならない。

ア. 施設管理人に変更があったとき。

イ. 受水タンク以下装置の改造を行うとき。

ウ. 受水タンク内の清掃を行うとき。

(貯水槽、プールへの給水)

第16条 貯水槽、プール及び噴水並びにその他水を入れ又は受ける器具への給水は、次の各号に掲げる事項によるものとする。

(1) 給水管の吐出口は、必ず落とし込みとし、オーバーフロー水位面との間隔は、給水口径の 1.5 倍以上とすること。

(2) 貯水槽及びプール並びに噴水などへの給水は、原則として手動による方式とすること。

(3) オーバーフロー装置は、必ず設けること。

(4) 注水口に近接して止水栓を設置すること。

(5) プール給水の管は、プールの容積及び付属設備並びに使用形態などを考慮して口径を決定すること。

(6) プールには循環浄化装置の設置を考慮すること。

(私設消火栓)

第17条 削除

2 消火栓の設置場所は、日常の通行などに支障なく、かつ、消防車の出入りに便利な位置を選ぶものとする。

(設計図書の作成)

第18条 削除

(設計の変更)

第19条 設計に変更が生じる場合には、速やかに届けると共に設計書を変更すること。

第3章 施行編

(工事の施行)

第20条 給水装置工事の施行にあたっては、定められた設計に基づき以下の基準に従って、正確、かつ、丁寧に行い、工事完成後は、直ちに本市の検査を受けなければならない。

(道路掘削占用、使用許可)

第21条 道路を掘削占用及び使用する場合は、事前に所定の手続きにより、道路管理者及び所轄警察署長の許可を得るものとする。

(道路施行の事前協議)

第22条 工事施行にあたり、地下埋設物（工業用水管、電気・電話線、ガス管、上水道管、下水道管など）が埋設されている場合は、各事業体と協議を行い必要に応じて立会いを求めるものとする。また、調査したにもかかわらず、現地作業中に予測出来ない埋設物が出てきた場合は、速やかに当該埋設物管理者を確認し協議を行い、その指示に従うものとする。

(保安)

第23条 工事施行にあたり、交通の妨害となる行為その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう次の事項を遵守し、交通及び保安上十分な措置を講じなければならない。

- (1) 関係官公署などの許可条件及び指示事項を遵守すること。
- (2) 通行止め又は制限する必要があるときは、上記(1)により必要な箇所に指定の表示をすると共に、防止柵及び注意灯を設置し、万全を期すること。
- (3) 車両及び歩行者の安全については、必要、かつ、十分な施設を講ずること。

- (4) 保安施設の設置方法については、所轄の警察署と協議して行うこと。

(事故対策)

第24条 工事施行中は事故防止に万全を期すと共に、万一事故が発生した場合における対策を日頃から立てておかなければならない。

- 2 事故発生時又はその他の緊急時に備え、人員招集方法及び関係機関との連絡方法を十分確認しておくものとする。
- 3 事故が発生した場合は、応急処置を講じて、直ちに関係機関に連絡し、その指示に従うと共に、その原因を究明し、類似の事故が再び発生しないよう遅滞なく措置しなければならない。

(道路掘削)

第25条 道路の掘削にあたっては、関係官公署などの許可条件及び指示事項を遵守するものとする。

- 2 着工にあたり、周辺住民に工事内容の説明を行い、十分な協力を得られるよう努めるものとする。
- 3 掘削面積は、特に指示された場合を除き、当日中に復旧可能な範囲とする。
- 4 舗装取壊しは、路上に掘削位置をペンキその他で明示したのち、コンクリートカッターなどで正確にカットし、カット以外の舗装にひび割れの起こらぬよう注意するものとする。
- 5 掘削は、布掘り又は壺掘りとし、えぐり掘りは行わないものとする。
- 6 降雨時の施行は避けるものとする。
- 7 掘削土砂を側溝などに入れ排水を阻害してはならない。
- 8 掘削土砂は、採石と土砂、水分を含んだ土砂と乾いた土砂などは、分離しておくものとする。
- 9 現場の実情に応じて土留など、安全対策を講じるものとする。
- 10 家屋の軒先に接近して掘削する場合は、その家屋の居住者の出入りを妨げないよう必要な措置を講ずるものとする。

(道路埋戻し)

第26条 道路の埋戻しにあたっては、関係官公署などの許可条件及び指示事項を遵守するものとする。

- 2 埋戻しは、川砂又は山砂若しくはこれと同程度の土砂を用い、片埋めにならないように注意し、原則として管天端 40cm までは、一層厚さ 15cm 程度に埋戻し、人力で突き固め、その後まきたて厚さ 30cm 毎に機械により締め固めをするものとする。
- 3 埋戻しに際しては、管その他の構造物に損傷を与えたり、管の移動を生じたりしないよう注意して行わなければならない。
- 4 管の下端及び側部又は埋設物の交差箇所の埋戻し及び突き固めは、特に入念に行い、沈下を生じないようにしなければならない。
- 5 土留めの切りばりなど、管に影響を与えないように取外し時期、方法を考慮して埋戻しを行わなければならない。
- 6 削除

(道路復旧)

第27条 道路の復旧にあたっては、当該道路管理者の復旧条件に従って速やかに施行しなければならない。

- 2 復旧路面は、原道路と同一高さとなるように施行しなければならない。
- 3 残土及び泥土は、当日運搬、当日除去とし、現場の清掃に努めなければならない。
- 4 仮復旧面及び本復旧面には、道路管理者の指示がある場合は、水道工事によるものであることを判別できる記号を表示するものとする。
例・・・(W)
- 5 本復旧までの期間は、常時巡視を行うものとし、舗装面の剥離又は陥没などが発生した場合は、直ちに手直しを行わなければならない。

(宅地内の掘削及び埋戻し)

第28条 掘削埋戻しの順序方法は道路に準ずるものとし、宅地の境界、私道の掘削は、工事に先立って工事申込者、利害関係者の立会いを求めるものとする。

- 2 樹木及び花だん並びにその他の私設物に損傷を与えぬよう注意し、万一損傷を与えた場合は、直ちに利害関係者の了解を求め、紛争を後日に持ち越さないように努めるものとする。

(給水管の埋設深さ)

第29条 給水管の埋設深さは、表－3. 1によらなければならない。

ただし、道路管理者からの指示のある場合は、この限りではない。

表－3. 1 埋設深さ標準表

区 分	埋 設 深 さ
道 路 内	60 cm 以上
宅 地 内	給水管口径 40mm 以下 30cm 以上 " 50mm 以上 60cm 以上

(分岐工事)

第30条 分岐工事を施行しようとする場合は、事前に分岐工事届を本市に届出なければならない。

- 2 接続する配水管又は給水管が本市の水道以外の水道管、工業用水管及び井戸水管並びに排水などの管でないことを確認の上で分岐工事を行わなければならない。
- 3 サドル分水栓からの取出し方向は、管と直角方向とし、接続管はステンレス鋼鋼管の場合はフレキシブル継手を使用し、適当なたわみを持たせなければならない。
- 4 割T字管及びサドル分水栓の分岐に伴う穿孔工事について、次の各号について注意しなければならない。
 - (1) 穿孔する箇所及びその周辺は、泥やスケールなど付着していないようよく洗い落とすこと。

- (2) 割T字管及びサドル分水栓の位置を定めて取付けるものとする。
取付位置を変更するときは、配水管に仮締めしてから移動させるとゴムパッキンが破損して漏水の原因となるため、一旦取外し、改めて取付けること。

また、取付後、穿孔口より内部を点検してパッキンの異状の有無を確認し、穿孔前に必ず耐圧試験（試験圧力：試験時間1.0MPa・1分間）を行うこと。

- (3) 穿孔中、穿孔機が動かぬよう割T字管及びサドル分水栓のボルトを十分締めると共に、割T字管用の穿孔機には、受台を施すこと。

なお、ボルトを締め過ぎることにより配水管を損傷しないよう注意すること。

- (4) 穿孔中の送りハンドルは、無理に送るとドリルが損傷することがあるので注意すること。

- (5) 穿孔後、切粉は十分排出すること。

- (6) サドル分水栓で铸铁管及び鋼管を穿孔する場合は、切り口に密着形コアを挿入すること。

5 断水を伴う分岐工事にあっては、次の各号について注意しなければならない。

- (1) 断水時間に制約されるので、円滑な作業が出来るよう十分な作業員を配置し、配管資材を確認し、機材及び器具を十分準備し、迅速、かつ、確実に施行すること。

- (2) 既設管の切断に先立ち、設計図に示した配水管であることを確認すること。

- (3) 既設管との連絡には、新設管内を十分清掃してから通水すること。

- (4) 断水広報は、配管網図などで断水となる箇所を事前に十分調査し、周知漏れのないよう広報を行うこと。

(分岐止め工事)

第31条 給水装置の廃止又は取出位置の変更工事に伴う分岐止めの施行については、表-3. 2によるものとする。

表－３．２

	品 名	施 工 方 法
配水管からの 分岐	サドル分水栓	サドル分水栓用ユニオンを外してサドル分水栓用キャップを取付ける。
	割 T 字 管	割 T 字管に設けられているバルブで止水し、フランジ蓋を取付ける。
	T 字 管	原則として T 字管を撤去する。

(配管工事)

第32条 管の下端は、凹凸、その他不均衡な箇所が生じないように均し、特に砂利、石塊などが多い地盤では管の周囲を良質の土砂で埋戻し、固形物が直接管に触れないように施行しなければならない。

2 配管工事中、工具及び器具などで管に外傷を与えてはならない。

3 既設埋設物及び構造物に近接して配管しなければならない場合は、原則として上下左右とも 0.3m 以上離して配管しなければならない。

4 崖や石垣などに平行して配管するときは、法肩及び法尻からは出来るだけ離れた位置に配管しなければならない。

5 防護措置（防寒、防露、防食を含む）は、適切に設置しなければならない。

(給水管の接合方法)

第33条 各種管の接合方法は、表－３．３、表－３．４、表－３．５に示すとおりとする。

表 - 3 . 3 給水管口径 40mm 以下の接合

宅地側 道路側	鋼 管	ハイパクタビニル管	ステンレス鋼鋼管	ポリエチレン管	高密度ポリエチレン管
鋼 管	・ねじ接続 ・LA ソケット (修繕のみ)	・HIVP・SP ユニオン	・おねじ付ソケット (SSP)+ ユニオン (BC6) ・めねじ付ソケット (SSP)+ ユニオン (BC6) ・平行めねじ伸縮 可とう継手 (SSP)+ ユニオン (BC6)	・おねじ付ソケット ・めねじ付ソケット	・おねじ付ソケット
ステンレス鋼鋼管	・おねじ付ソケット (SSP)+ ユニオン (BC6) ・めねじ付ソケット (SSP)+ ユニオン (BC6) ・平行めねじ伸縮可 とう継手 (SSP)+ ユ ニオン (BC6)	・めねじ付ソケット (SSP)+ VP・SP ユ ニオン ・テーパ-めねじ伸 縮可とう継手 (SSP)+ VP・SP ユ ニオン	・ハンダ式継手 ・ブレス式継手 ・圧縮式継手 ・伸縮可とう継手	・おねじ付ソケット+ めねじ付ソケット ・めねじ付ソケット+ おねじ付ソケット	・おねじ付ソケット (SSP)+ ユニオン (BC6) ・めねじ付ソケット (SSP)+ ユニオン (BC6)
ポリエチレン管	・おねじ付ソケット ・めねじ付ソケット	・おねじ付ソケット+ 水栓ソケット (HIVP) 又は HIVP・SP ユ ニオン	・おねじ付ソケット+ めねじ付ソケット ・めねじ付ソケット+ おねじ付ソケット	・ソケット接合	・おねじ付ソケット+テー パ-ジョイント (メス) ・媒介継手+めねじ テーパ-
高密度ポリエチレン管	・おねじ付ソケット ・めねじ付ソケット	・おねじ付ソケット+エ ラスジョイント	・おねじ付ソケット (SSP)+ ユニオン (BC6) ・めねじ付ソケット (SSP)+ ユニオン (BC6)	・おねじ付ソケット+テー パ-ジョイント (メ ス) ・AW 媒介継手+め ねじテーパ-	・ソケット

表－３．４ 給水管口径 50mm の接合

宅地側 道路側	鋼 管	ポリエチレン管	高密度ポリエチレン管
鋼 管	・ねじ接合 ・LAソケット (修繕のみ)	・おねじ付ソケット ・めねじ付ソケット	・おねじ付ソケット
ポリエチレン管	・おねじ付ソケット ・めねじ付ソケット	・テーパージョイント	・変換ソケット (ISO × JIS)
高密度ポリエチレン管	・おねじ付ソケット ・めねじ付ソケット	・変換ソケット (ISO × JIS)	・ソケット接合 ・金属継手

表－３．５ 給水管口径 75mm の接合

宅地側 道路側	鋼 管	鋳 鉄 管	高密度ポリエチレン管
鋼 管	・フランジ接合 ・ねじ接合	・鋳鉄管短管 1 号 - 又はフランジ接合	・フランジ接合
鋳 鉄 管	・鋳鉄管短管 1 号 - 又はフランジ接合	・ジョイント (フランジ形)	・変換継手
高密度ポリエチレン管	・フランジ接合	・変換継手	・ソケット接合

(メーター及びメーターボックスの取付け)

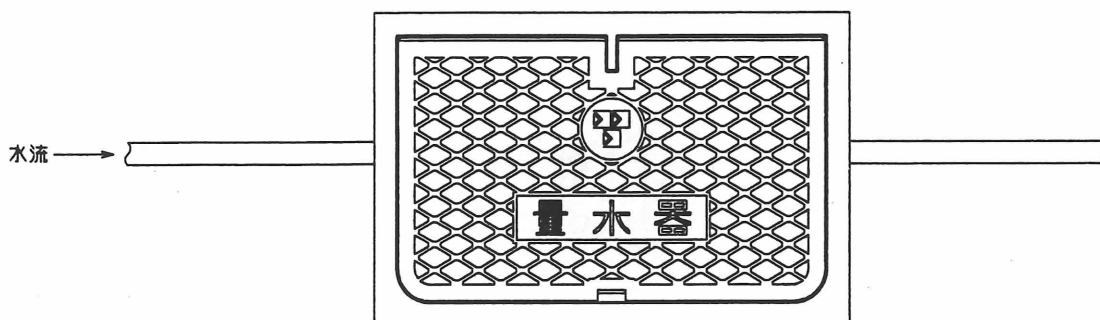
第34条 メーターの取付けにあたっては、次の各号に掲げる事項によるものとする。

- (1) 運搬中は振動を与えないように注意すること。
- (2) メーターの上流側については、取付ける前に給水管に水を通し、管内の洗浄を十分行うこと。
- (3) 矢印方向に注意し、水平に設置すると共にユニオンパッキンは適切な位置に納めること。
- (4) 取付け後しばらく通水し、回転状況を確認すると共に水栓を一旦止めて、漏水の有無を調査すること。
- (5) 排気口のあるメーターは、器内空気を排除すること。
- (6) 削除

2 メーターボックスの取付けにあたっては、次の各号に掲げる事項によるものとする。

- (1) メーターが傾斜を来すような設置はしないこと。
- (2) 雨水などの進入を極力避ける措置をすること。
- (3) 設置高さは、埋没を防ぐため地面よりも若干(約 1cm 程度)上げるものとし、通行に支障を来さないように設置すること。
- (4) メーターボックスの設置方向は、原則として図-3. 2によること。
- (5) メーターボックスの蓋の裏には、水栓番号、施工年月日、建物名、室番号及び施工工事店名並びに施工工事店電話番号を記載すること。
- (6) メーターボックス室の構造にあたっては、事前にメーターの取付位置を確認し、将来メーターを取替える際に困難を来すことのないように十分に留意すること。

図－３．２　メーターボックス設置方向図



（止水栓及び筐の取付）

第35条 第2止水栓の取付けにあたっては、次の各号に掲げる事項によるものとする。

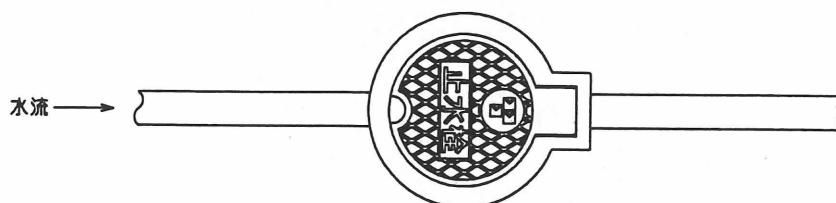
- （１）取付けの埋設深さは、給水管埋設深さと同一とする。
- （２）据付けにあつては、開閉ハンドルが垂直になるようにすること。

2 第1止水栓の取付けにあたっては、止水栓の操作に支障のないように設置し、第1止水栓筐については、次の各号に掲げる事項によるものとする。

（１）樹脂製

- ①第1止水栓筐の設置方向は、図－３．３によること。
- ②荷重の加わる恐れのある場所については、筐の下部に平板又はコンクリートブロックなどを置き、給水管に直接影響を与えないようにすること。（図－３．４参照）
- ③据付けにあたっては、ボール式止水栓の開閉ハンドルと筐の中心位置にあるようにすること。
- ④設置高さは、埋没を防ぐため、地面より若干（約 1cm 程度）上げるものとし、通行に支障を来さないようにすること。
- ⑤筐の周囲は、土砂で十分突き固め、荷重の加わる恐れのある場所については、筐の上部付近を砕石などで突き固めること。

図－３．３ 止水栓筐設置方向図



(２) 鑄鉄製

- ① 止水栓の埋設深さが 1.2m 以上で、荷重の加わる恐れのある場所については、弁筐の下部に、碎石及びコンクリート底板、V U の下部には、碎石で基礎を作り設置すること。

(図－３．５ 参照)

- ② 設置にあたっては、仕切弁の弁棒が筐の中心位置にあるようにすること。
- ③ 設置高さは、埋没を防ぐため、地面より若干 (約 1 cm 程度) 上げるものとし、通行に支障を来さないようにすること。
ただし、道路内に設置する場合は、路面と同一の高さにすること。
- ④ 筐の周囲は、土砂で埋戻し十分突き固めること。

(給水用具の取付け)

第36条 給水装置工事（新設・増設・改造）設計・精算書（別記第2号様式）により本市の承認したものを取付けること。

- 2 パッキン類は、水質などに影響を与えない良質のゴムのもを使用するものとする。
- 3 器具の取付けにあたっては、傷などを付けないように十分注意するものとする。
- 4 スパナなどでの締付けは、締め過ぎないように注意するものとする。

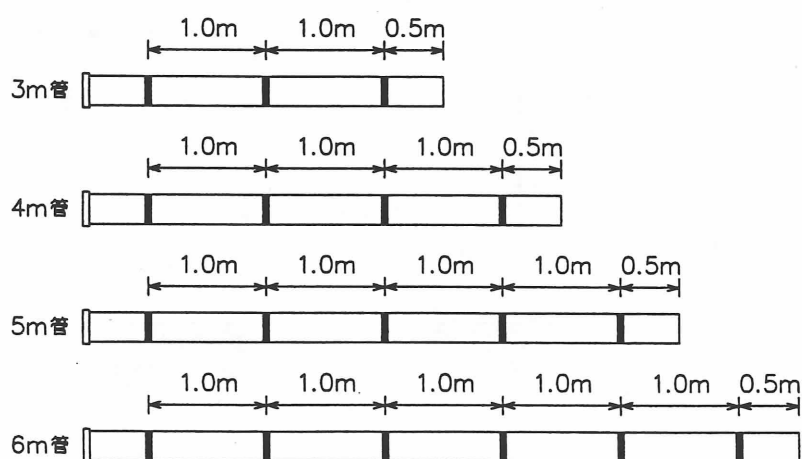
(明示テープの巻付け)

第37条 分岐するために露出させた配水管及び給水管（道路部分のみ）には、次に掲げる事項により明示テープを巻付ける。

- 2 明示テープは、本市の支給するものを使用すること。
- 3 巻き方は管の直角方向に1回半巻きとし、間隔は管の端（差し口の端）から0.5mのところより1m間隔に巻くこと。

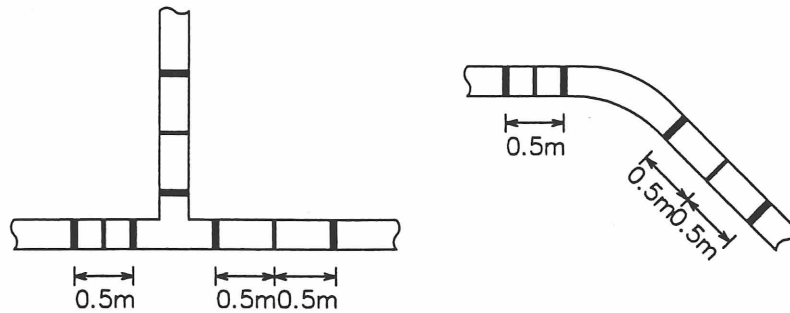
(図-3.6 参照)

図-3.6 明示テープ巻付図(直管)



4 異形管については、受口部に巻くこと。（図－3．7 参照）

図－3・7 明示テープ巻付図（異形管）



（ロケーティングワイヤーの巻付け）

第37条の2 配水管の分岐箇所から第1止水栓までの給水管には、絶縁性ロケーティングワイヤーを巻付けること。

（工事記録写真）

第38条 写真の撮影は、表－3．6に基づき行い、第39条の2に定める自主検査報告書と併せて提出すること。

（完成図書の作成）

第39条 削除

（自主検査報告）

第39条の2 指定事業者は、当該給水装置工事について、別紙給水装置工事自主検査報告書に基づき事前に自主検査を行い、その結果について、工事検査申請前に報告するものとする。

(仮設配水管からの分岐)

第40条 仮設配水管からの新設工事及び改造工事における給水管分岐については、本市と協議し決定するものとする。

表－３．６ 撮影内容及び方法（１／２）

区分	工 種	撮 影 内 容 ・ 方 法	撮 影 枚 数 (目 安)
掘 削 工	施 行 前	・ カッター、チョークなどで線を入れて掘削部分が分かるように撮影する。	１～２
	分岐部掘削工	・ 掘削完了後、配水管を完全に露出させて標示板に既設マレットを表示して撮影する。 ・ 配水管の深度、分岐部掘削面積と深度が分かるように標示板に表示し、標尺を入れて撮影する。	１～２
	布設部掘削工	・ 掘削完了後、布設部掘削面積と深度が分かるように標示板に表示し、標尺を入れて撮影する。	１～２
	下水など伏越し工	・ 下抜き の 長 さ が 分 か る よ う に、 標 尺 を 入 れ て 撮 影 す る。	１～２
	そ の 他	・ 覆工板、水替工、土留工、障害物などその必要な工種について、状況が分かるように撮影する。	１～
穿 孔 ・ 配 管	使用材料確認	・ 道路部分の使用材料一式（ナール分水栓、給水管、継手など）を撮影する。	１
	ナール分水栓取付工	・ ナール分水栓取付後、ナール分水栓の口径、配水管の口径を標示板に表示し撮影する。 ・ ゴムパントの取付けがある場合は同時に撮影する。	１
		・ 標示板に「耐圧試験」と表示し、試験状況が分かるように撮影する。	１
	分岐穿孔状況	・ 施行前に専用のドリルを目印線が見えるように撮影する。	１
		・ 分岐穿孔状況（穿孔・排水）を撮影する。	１～２
		・ 密着形マ挿入状況（挿入前、挿入中、挿入後）は、ストレッチャーを入れて撮影する。	３
		・ 割Ｔ字管については、バルブ全開までの回転数を標示板に表示する。	１
	配管状況	・ 第１止水栓までの配管の立面図、寸法を標示板に表示し撮影する。 ・ 分岐部、布設部、宅地内（隠蔽部・ヘッダー）に分けて撮影する。なお、配管状況が把握できる場合は全景撮影でも可とする。	３～５
	被 覆 工	・ ポリエチレンシート被覆後の写真を撮影する。	１～２
仮 復 旧 工	残留塩素濃度測定状況	・ 標示板に「残留塩素濃度測定」と表示し、測定状況が分かるように撮影する。	１
	放水試験状況	・ 放水状況（全開にて）を撮影する。	１
	耐圧試験状況	・ 標示板に「耐圧試験」と表示し、試験状況が分かるように撮影する。	１～２
	埋 戻 工	・ 標示板に「仮復旧 砂埋戻 GL-〇〇cm」と表示する。 ・ 指定された厚さ毎に転圧後、標尺を入れて撮影する。	５～７
	路 盤 工	・ 標示板に「仮復旧 材料名 GL-〇〇cm」と表示する。 ・ 指定された厚さ毎に転圧後、標尺を入れて撮影する。	２～４
	塗 布 工	・ 標示板に「仮復旧 プライムコート」と表示し、撮影する。	１～２
仮 復 旧 工	表 層 工	・ 標示板に「仮復旧 表層工 〇m×〇m」と表示し、面積が分かるように標尺を入れて撮影する。	１～２
	道路標示工	・ 標示板に「道路標示工 〇cm×〇m」と表示し、面積が分かるように標尺を入れて撮影する。	１～２

表－３．６ 撮影内容及び方法（２／２）

区分	工 種	撮 影 内 容 ・ 方 法	撮 影 枚 数 (目 安)
本 復 旧 工	施 行 前	・ カッター、フォークなどで線を入れて掘削部分が分かるように撮影する。	１～２
	路 盤 工	・ 標示板に「本復旧 材料名 GL-〇〇cm」と表示する。 ・ 指定された厚さ毎に転圧後、標尺を入れて撮影する。	２～４
	塗 布 工	・ 標示板に「本復旧 プライムコート（又はタックコート）」と表示し、撮影する。	１～２
	表 層 工	・ 標示板に「本復旧 表層工 〇m×〇m」と表示し、面積が分かるように標尺を入れて撮影する。	１～２
	道路標示工	・ 標示板に「道路標示工 〇cm×〇cm」と表示し、面積が分かるように標尺を入れて撮影する。	１～２
保 安	保安設備員	・ 工事標示板、迂回標示板などの設置状況を撮影する。 ・ 保安施設の設置状況を撮影する。	２～５
	交通誘導員	・ 道路使用許可条件に基づく交通誘導員を全て撮影する。	２～５
他	そ の 他	・ その他、必要な工種について状況が分かるように撮影する。	１～

第4章 修繕編

（修繕工事の範囲）

第41条 給水装置及びその付属用具の部分的な破損や異常の原因を取り除き、その機能を修復するに必要な工事とする。

（修繕工事の施行区分）

第42条 配水管の分岐箇所から宅地までの修繕工事は本市が行い、その費用は本市が負担するものとする。

（修繕工事の種類）

第43条 削除

（費用負担の除外）

第44条 第42条に定める修繕工事の原因者が明らかな場合は、修繕費用は、原因者の負担とする。

（一般事項）

第45条 交通安全などの保安及び事故対策は、第23条及び第24条に定める事項により措置を講ずるものとする。

- 2 折損箇所からの漏水が路面に流出する場合は、修繕に着手するまでの間、排水を適切に行うと共に、冬期間はムシロ及び砂並びに塩化カルシウムなどで凍結防止の措置を講ずるものとする。
- 3 修繕工事に際し、当該給水装置の通水を一時停止するときは、事前にその旨使用者に通知しなければならない。
- 4 修繕を行う給水管の埋設深さは、所定の深度（埋設管が所定の深度を超えている場合は同程度とする）としなければならない。
- 5 破損箇所修復後、修繕状況を確認するため通水試験を行うものとする。

- 6 工事が終了したときは、工事場所を清掃し、交通など支障を来さないようにし、必要に応じて当該給水装置使用者にその旨の確認を受けるものとする。
- 7 管の加工及び接合並びに布設に当たっては、第 32 条に定める事項により施行するものとする。

第 5 章 その他

(その他)

第46条 本施行基準に定めのないものについては、本市と協議し決定するものとする。

附則

(施行期日)

この基準は平成10月 4月 1日から施行する。

この基準は平成11年11月 1日から施行する。

この基準は平成22年 5月17日から施行する。

この基準は平成24年 4月 1日から施行する。

別紙

給水装置工事自主検査報告書

年 月 日

工事番号		水栓番号	
工事区分	☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 改造 ☐ 取出 ☐ 撤去 ☐ 工事用		
工事場所	〔建物名称〕		
申請者氏名(名称)			
指定給水装置工事事業者名			
自主検査者			

検査項目

使用材料の 確認	使用材料（設計材料のとおり・精算材料訂正）
設置位置の 確認	管の埋設深度 公道_____cm 私道_____cm 宅地内_____cm 止水栓 (図面のとおり・図面訂正) 水道メーター (図面のとおり・図面訂正) 給水管 (図面のとおり・図面訂正) 給水用具 (図面のとおり・図面訂正) 逆流防止装置の設置状況 (適正 ・ 該当しない) 増圧ポンプの設置状況 (適正 ・ 該当しない) 吐水口と満水面との間隔 (適正 ・ 該当しない)
耐圧試験	耐圧（上流側）1.75MPa 1分 漏水（無・手直し） 耐圧（下流側）1.75MPa 1分 漏水（無・手直し）
水質検査	残留塩素 mg/l 色（無・有）濁り（無・有）臭い（無・有）
路面復旧 状況確認	本復旧（自社・他事業者）・仮復旧
施工者証貼付	メーターボックス・その他（ ）
その他	-----

「給水装置工事検査要綱」

（趣旨）

第1条 この要綱は、習志野市給水条例第7条の3の規定に基づく工事検査に必要な事項を定めるものとする。

（検査）

第2条 工事検査とは、工事完成後、習志野市給水条例第6条の承認を受けた者の申請により行う検査とする。

ただし、習志野市（以下「本市」という。）が必要と認めたときは、工事施工の過程において行うことができる。

（検査員）

第3条 検査は、本市の職員が行うものとする。

（工事検査の立会）

第3条の2 工事検査の立会いは、習志野市指定給水装置工事事業者規程第14条により、原則として当該給水装置工事を行う者として指名された給水装置工事主任技術者とする。

（検査事項および方法）

第4条 工事検査は、習志野市給水条例施行規程第9条に基づき、当該給水装置工事として承認された第2号様式の図面を現場及び写真で確認するものとする。

（1）使用材料の確認

第2号様式に記載されている精算材料と同じものが使用されているか目視にて確認する。

なお、埋設及び隠蔽等により目視確認ができない場合は写真にて確認する。

- (2) 止水栓、水道メーター、給水管及び給水用具の設置位置の確認
第 2 号様式に図示されているとおりにそれぞれの材料が設置されているか目視にて確認する。なお、埋設及び隠蔽などにより目視確認ができない場合は写真にて確認する。
- (3) 水道メーターの確認
メーター設置方向の確認及び水栓番号とメーター番号を照合する。なお、メーターを複数設置する場合は、部屋番号も併せて照合する。
- (4) 耐圧試験
原則としてメーター設置場所から水圧テストポンプにより 1.75MPa に加圧し、1 分間以上保持させ、水圧の低下の有無を確認することとし、上流側第 1 止水栓までと下流側水栓までを行う。ただし、配管などの条件から耐圧試験ができない場合は本市と協議すること。
- (5) 水質検査
他の水管との接続誤り及び水質変化の確認のため、通水後水栓より採水し、残留塩素（遊離残留塩素 0.1mg / l 以上）、色、濁り、臭いの確認を行う。
- (6) 路面復旧状況の確認
各道路管理者の掘削許可条件により目視及び写真にて確認を行う。
- (7) 施工者証貼付の確認
指定給水装置工事事業者名、住所、電話番号の記入された施工者証が、メーターボックスなどに貼付してあるかの確認を行う。
- (8) その他、現場に応じ検査員が必要と思われる事項。

(検査時点)

第 5 条 検査は、給水装置工事の完成後、直ちに受けなければならない。

(工事のやり直し及び申請書の修正)

第6条 本市は、検査の結果やり直しを要求すると認める箇所がある場合は、申請者に対し、文書または口頭により期間を定め、やり直しを命ずるものとする。

2 本市は、前項によりやり直しを命じた工事において、申請者よりやり直し完了の連絡を受けた時点で、あらためて当該部分の検査を行うものとする。

3 本市は、検査の結果、申請書と現場が異なるときは、申請者に対して申請書の訂正を命ずるものとする。

(検査の報告)

第7条 検査員は検査を終了したとき、その結果を給水装置工事検査報告書(別紙)により本市に報告するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は平成10年 4月1日から施行する。

この要綱は平成24年 4月1日から施行する。

別紙

給水装置工事検査報告書

年 月 日

工事番号		水栓番号	
工事区分	☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 改造 ☐ 取出 ☐ 撤去 ☐ 工事用		
工事場所	〔建物名称〕		
申請者氏名 (名称)			

検 査 項 目

使用材料の 確 認	使用材料 (精算材料のとおり・変更あり)		
	指示事項		
設置位置の 確 認	止水栓 (図面のとおり・変更あり) 水道メーター (図面のとおり・変更あり) 給水管 (図面のとおり・変更あり) 給水用具 (図面のとおり・変更あり)		
	指示事項		
耐 圧 試 験	耐圧 (上流側) M P a 分 漏水 (有・無) 耐圧 (下流側) M P a 分 漏水 (有・無)		
	指示事項		
水 質 検 査	残留塩素 m g / l 色 (無・有) 濁り (無・有) 臭い (無・有)		
	指示事項		
路 面 復 旧 状 況 確 認	本復旧 (給水装置工事事業者・他事業者) ・仮復旧		
	指示事項		
施 工 者 証 貼 付 確 認	メーターボックス・その他 ()		
	指示事項		
検査証貼付	メーターボックス・その他 ()		
そ の 他	-----		
検 査 結 果	合格 ・ 再検査		備考
工事事業者名			
主任技術者名			
立 会 者			
検 査 員			

「受水タンク以下水道のメーターの設置基準」

1. メーターの種類

削除

2. メーターの検定

削除

3. メーターの設置場所

(1) メーター室内に設置するものとする。ただし、居住者が共用する施設（散水栓など）へ給水するものにあつては地中へ埋設して設置することができる。

(2) 取付け、取外しが容易な箇所に設置するものとする。

4. メーターの設置方法

メーターの取付けは、メーターの側面に指示する流入方向と給水管の流入方向を一致させ、かつ、水平に設置すること。

5. メーター室内の配管

(1) メーター前後には、ビニルライニング鋼管、ポリエチレン粉体ライニング鋼管又はステンレス鋼管を使用すること。

(2) メーターとの上流側接続部分には、ボール式伸縮形止水栓（逆流防止装置付）を設置し、下流側には、ボール式止水栓、ボール式伸縮形止水栓、ストップバルブ又はスリースバルブを取付けること。

（別図－1 参照）

(3) メーター下流側の止水栓又はバルブ以降の配管については、「さや管ヘッダー工法」によりポリブデン管、架橋ポリエチレン管を使用することができる。

- (4) メーターは、検針及び維持管理に支障を来さないように、他企業の配管又は計量器などに接近させないこと。(別図－2、別図－3、別図－4 参照)
- (5) メーターを他企業の計量器の真下(平面的にメーターの半断面を越え重なるもの)に設置する場合は、その間隔を 50 cm 以上空けること。
- (6) メーターは扉の中心線に近接して設置し、扉の内側からの間隔は 10～15 cm の範囲とする。

6. メーター室及び扉

メーター室及び扉の標準寸法(別図－2、別図－3、別図－4 参照)

(1) メーター室

メーター	1 個の場合	段違い 2 個の場合	左右に 2 個の場合
幅	800mm 以上	800mm 以上	1,600mm 以上
高さ	800mm 以上	800mm 以上	800mm 以上
奥行き	300mm 以上	500mm 以上	300mm 以上

(2) 扉

メーター	1 個の場合	段違い 2 個の場合	左右に 2 個の場合
幅	600mm 以上	600mm 以上	1,200mm 以上
高さ	800mm 以上	800mm 以上	800mm 以上

ただし、メーター単独で取付ける場合は、奥行き 300mm 以上、室内及び扉の幅、高さとも 600mm 以上とする。

7. メーターの取付け時期

- (1) メーターの取付けは、検査予定日から 10 日以内とすること。
- (2) メーターの取付けは、洗浄作業完了後に行うこと。

8. メーター及び配管の防寒

メーター室内に設置するメーターは、カバーを設置し、メーター前後の配管には、防寒措置を講じるものとする。

(別図－2、別図－3、別図－4)

9. 事前検査

指定給水装置工事事業者は、完成検査前に、器具及び配管状況の検査を行うものとする。

10. 質疑

この設置基準に記載のない事項及び解釈について疑似のある時は、本市の決定に従うものとする。

附則

(施行期日)

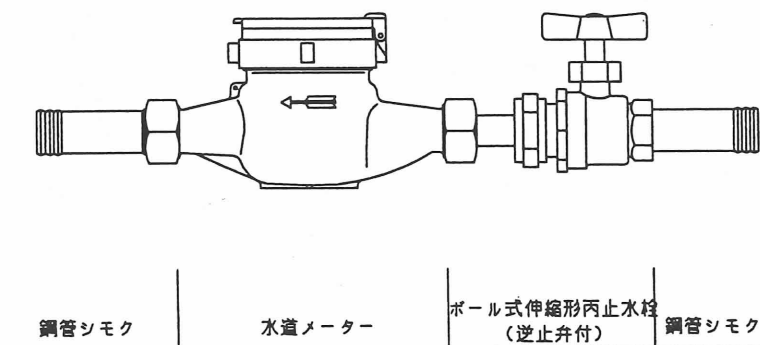
この基準は平成10月 4月 1日から施行する。

この基準は平成24年 4月 1日から施行する。

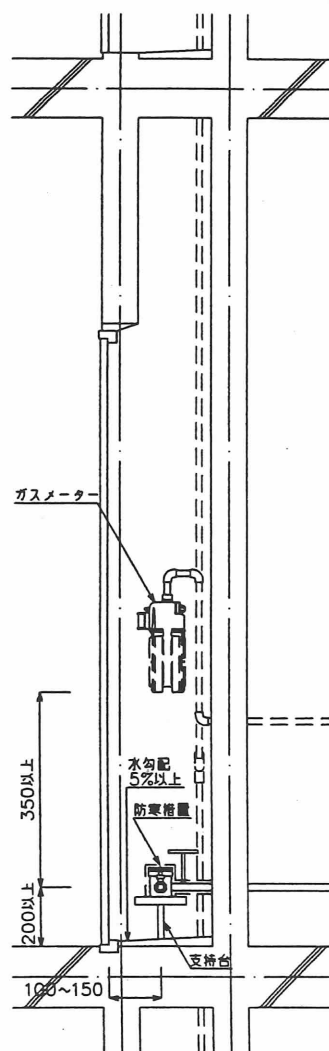
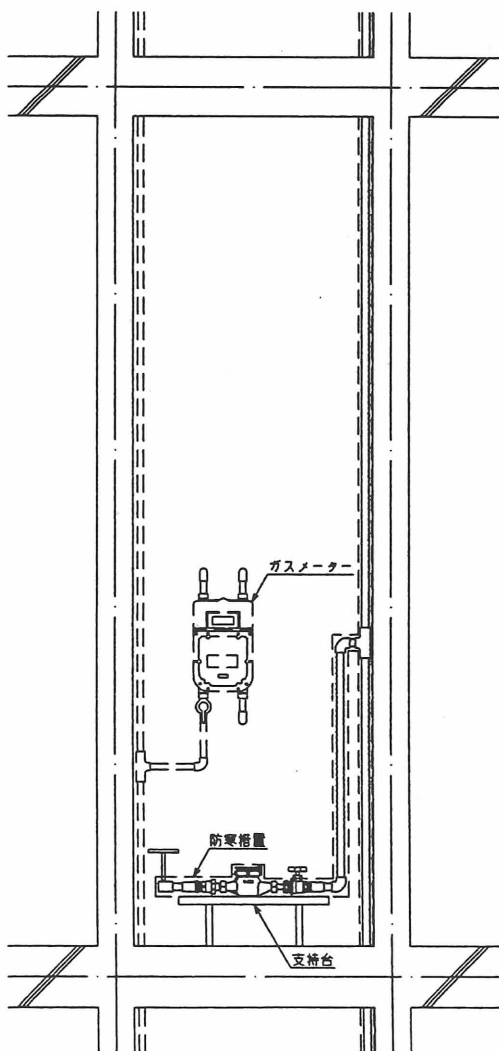
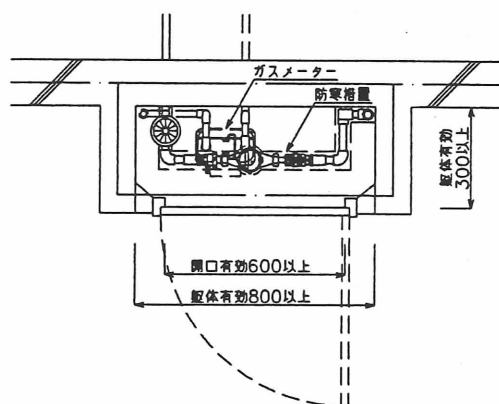
別図－1

受水タンク以下水道メーター前後の配管施行例

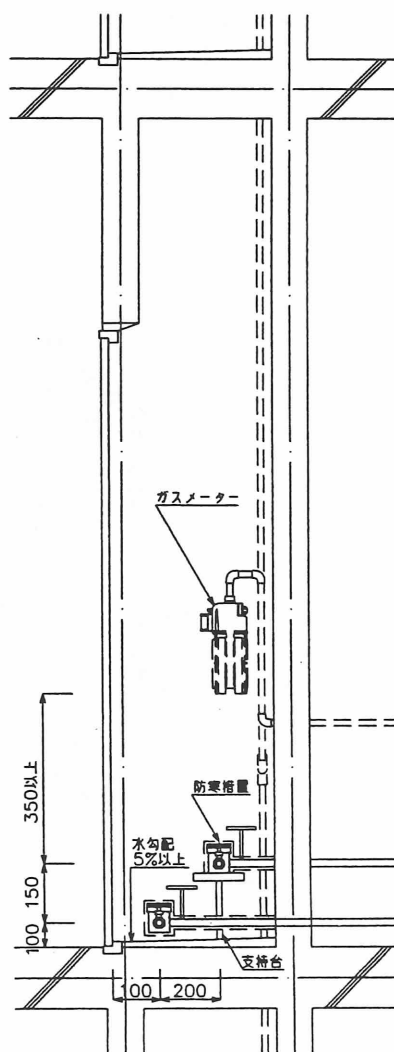
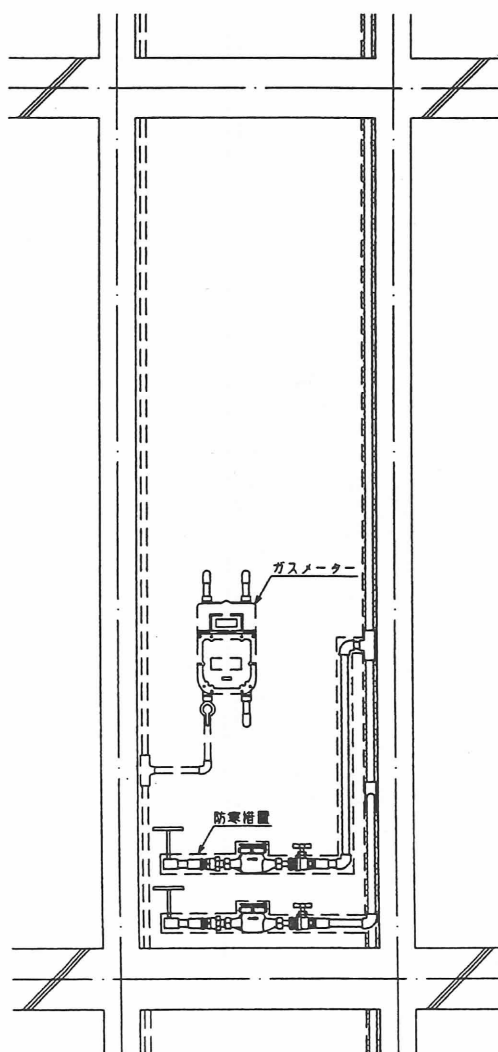
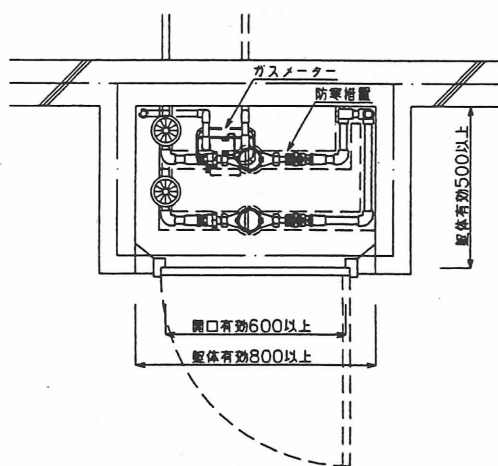
メーターの上流側にボール式伸縮形止水栓を使用する場合（鋼管）



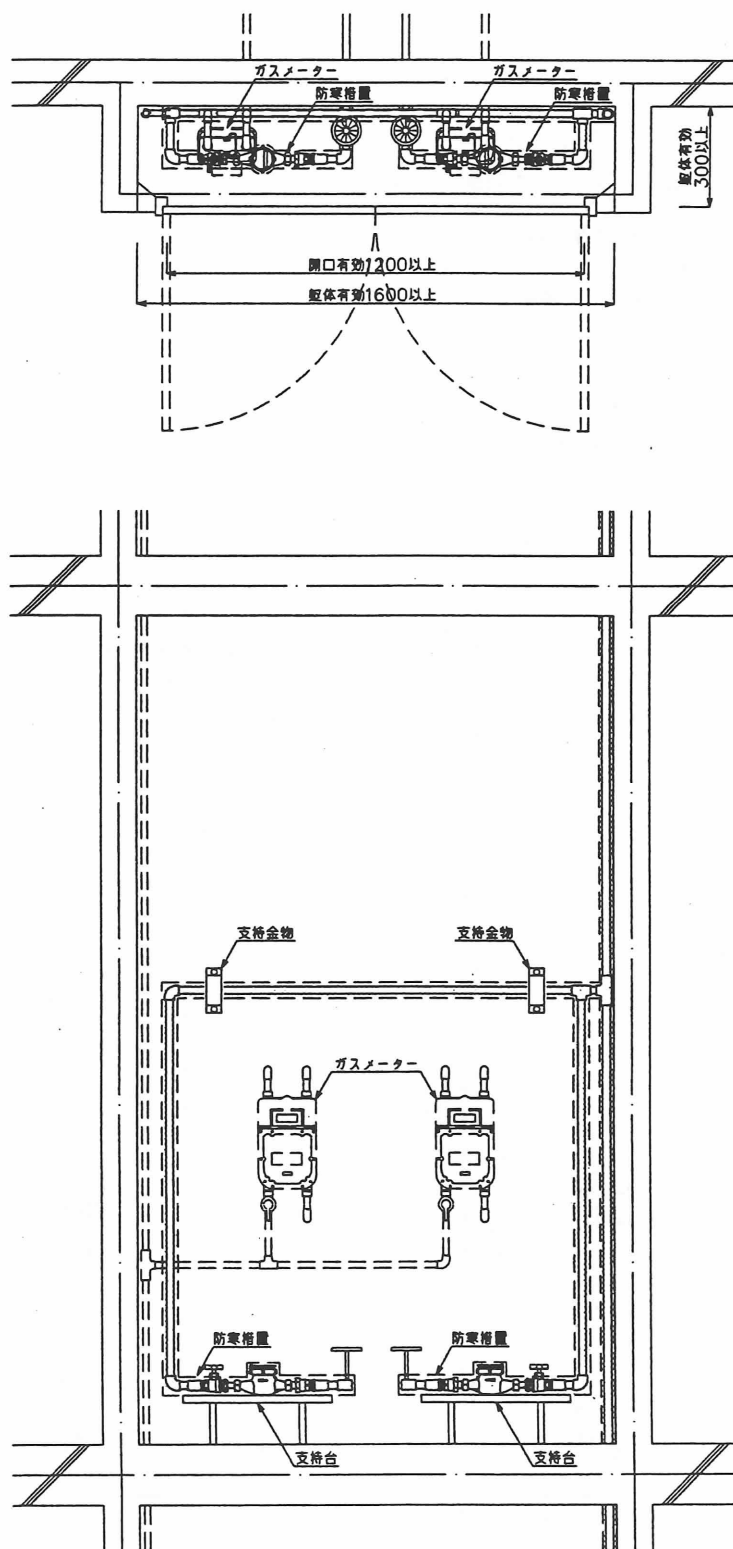
別図－２ メーター室及び扉の標準寸法図（メーター１ヶの場合）



別図－3 メーター室及び扉の標準寸法図（メーターが段違い2ヶの場合）



別図－４ メーター室及び扉の標準寸法図（メーターが左右に２ヶの場合）



「既設装置の給水装置認定取扱要綱」

（目的）

第 1 条 この要綱は、受水タンク 2 次側以降の既設装置又は既設井水装置（以下「既設装置」という。）を習志野市給水条例第 4 条に定める給水装置として再使用する場合の取扱いについて定めるものとする。

（取扱範囲）

第 2 条 給水装置として認定しようとする装置の取扱い範囲は、飲料水用として使用されて装置であり、第 3 条に定める条件を満たし又は満たすよう改善若しくは取替えを行い、習志野市（以下「本市」という。）の水道と直結を希望して申請したものとする。

（認定条件）

第 3 条 給水装置として認定する条件は、次の各号に掲げる事項によるものとする。

- （1） 使用している給水管及び給水用具などの既設装置の構造及び材質が水道法施行令第 5 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しているものであること。
- （2） 装置の構造が、本市の給水装置工事施行基準（以下「施行基準」という。）に準じたものであり、かつ、水の汚染及び漏れの恐れのないこと。
- （3） 装置が本市以外の水源と完全に切り離されていること。
- （4） 第 3 条の 2 に定める認定基準を満たしていること。

（申請）

第 4 条 申請の方法は、新設工事又は改造工事として習志野市給水条例施行規程第 2 条に基づき行い、併せて習志野市指定給水装置工事事業者より別紙既設装置調査報告書を提出すること。

(認定基準)

第5条 給水装置としての認定は、給水装置工事検査要綱に基づく工事検査により、第3条及び別紙に掲げる事項を満たしていると認められる場合に行うものとする。

(設計書の取扱い)

第6条 設計書の取扱いは、次の各号に掲げる事項によるものとする。

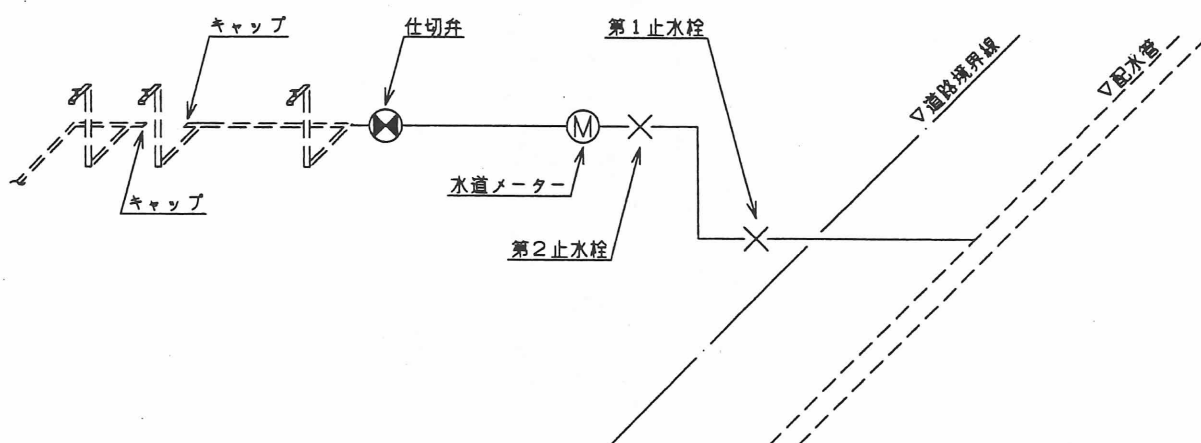
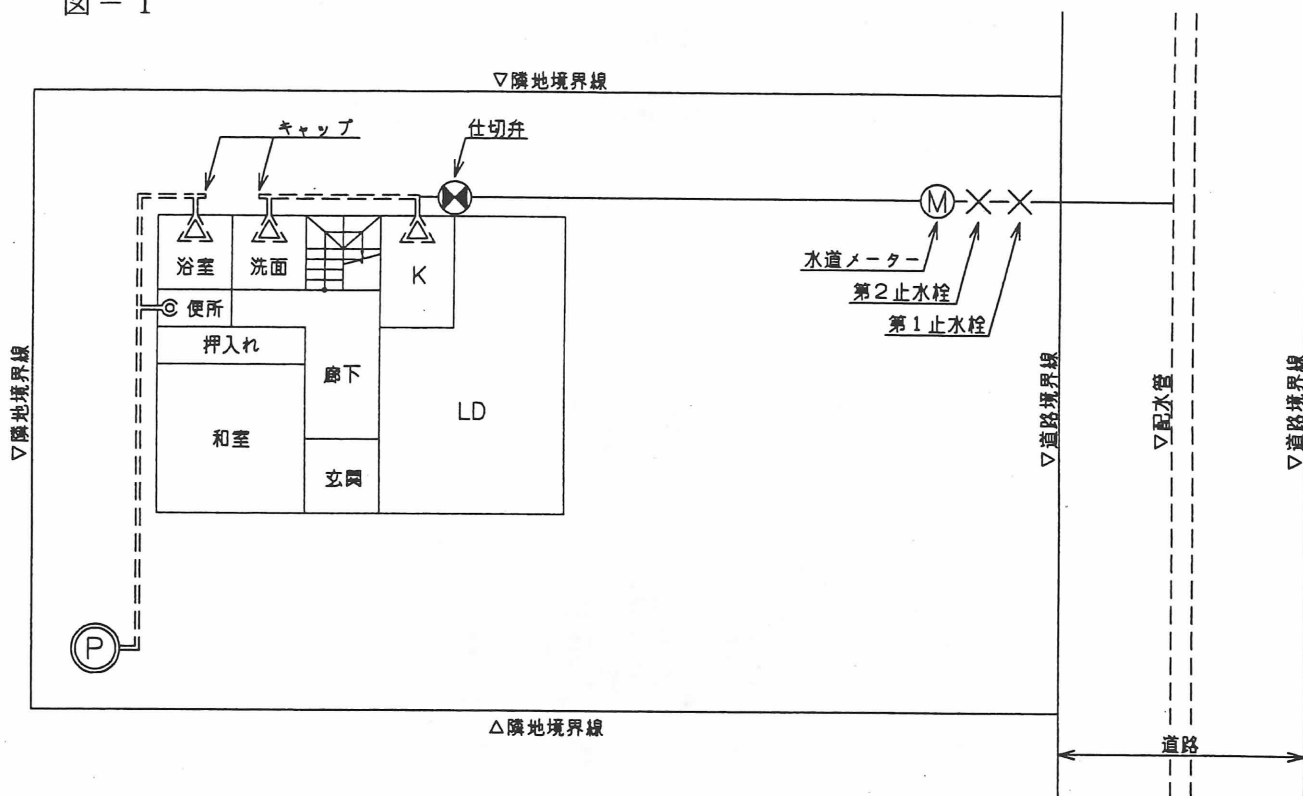
- (1) 設計図の配管の表示については、既設装置の部分を二重点線で記入する。(図-1)
- (2) 設計図の管種及び口径並びに延長などの表示については、既設装置の部分及び新たに施行する部分とも記載する。
- (3) 材料の表示については、既設装置に既に使用されているものは、「既設装置材料」とただし書きをするものとし、新たに使用する材料とは明確に区分できるよう別に記入する。
- (4) 既設装置が、埋込み又は隠ぺいなどの理由により、その管種及び延長が明確でない場合、指定給水装置工事事業者は推定により記入することができる。

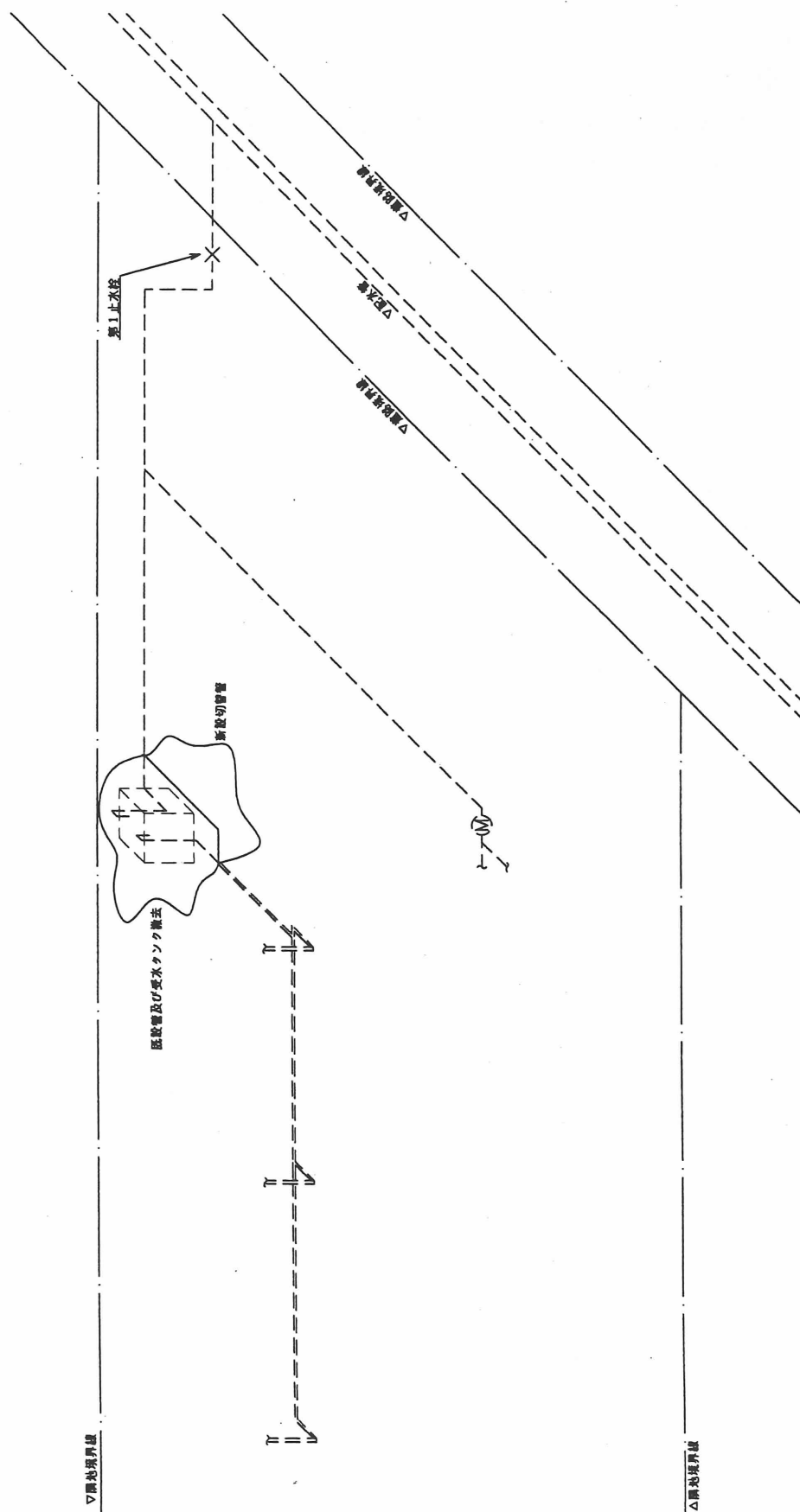
ただし、この場合、本市の工事検査の際に、この材料を照合訂正することがある。

(検査)

第7条 工事検査は別紙に定めるものとし、定めのないものについては「給水装置工事検査要綱」に基づき行うものとする。

図 - 1





附則

(施行期日)

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

「給水装置の一部先行工事取扱要綱」

（趣旨）

第1条 この要綱は、道路舗装、その他の工事に先行して給水装置の一部を布設する工事について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）「給水装置の一部先行工事」（以下「先行工事」という。）とは、配水管から分岐して第1止水栓先までの工事をいう。
- （2）「申請者」とは、一部先行工事の申込みをする者をいう。
- （3）「検査員」とは、習志野市（以下「本市」という。）の職員をいう。

（適用範囲）

第3条 この要綱は次のものに適用する。

- （1）道路管理者が施行する道路舗装の新設又は改修箇所において、申請者から先行工事の申込みがあり、先行して施行する必要があると認められるもの。
- （2）配水管布設箇所申請者から先行工事の申込みがあり、配水管工事と同時施行することが、やむを得ないと認められるもの。
- （3）他工事（ガス・上水道・下水道・電気・通信など）施行箇所で申請者から先行工事の申込みがあり、他工事と同時に施行することが、道路などの周辺環境への影響を少なくすることが認められるもの。
- （4）その他本市が必要であると認めるもの。

(工事の申込み)

第4条 先行工事の申込みをする場合、申請者は、給水装置新設（増設・改造）承認申請書（1号様式）を提出しなければならない。（1区画につき1申請とする。）

なお、給水装置の口径は、団地及び分譲地などの状況（例えば区画面積、下水道の完備、将来計画）から推測し適当な口径としなければならない。

2 申請書には次の書類を添付しなければならない。

- (1) 給水管取り出し位置を図示した区画図
- (2) 第4条の2に掲げる承認の条件に係る誓約書
- (3) その他本市が必要と認める書類

(承認の条件)

第4条の2 一部先行工事の承認条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一部先行工事で施行した給水装置以降の給水装置工事を行う時は、必ず習志野市給水条例第6条に定める申し込みを行い、承認を受けます。
- (2) 一部先行工事で施行した給水装置が不用となったときは、私の負担により撤去いたします。
- (3) 一部先行工事で施行した給水装置を適切に管理するとともに、盗難又は施行不良により使用不能となったときは、私の負担により原形に回復いたします。
- (4) 一部先行工事で施行した給水装置を第三者に売渡又は譲渡する時は、買受人がこの誓約事項を継承するものとし、遵守するように周知します。また、習志野市給水条例第19条第2項定める届け出を行うように周知します。なお、買受人がこれらに違反した行為をした時は、私が一切の責任を負うことを誓約いたします。

(施工)

第5条 先行工事は、次の条件によらなければならない。ただし、維持管理上必要と認められる場合は、別の条件を付加することができる。

(1) ボール式止水栓(伸縮形)の設置位置は、原則として道路境界より2.0m以内としなければならない。

(図-1. 1、図-2. 1 参照)

(2) 明らかにメーターが、道路境界先10.0mを越えて設置されるところと思われるものにあつてはボール式止水栓(伸縮形)先0.5mまで布設しなければならない。

(図-1. 2、図-2. 2 参照)

(3) $\phi 50\text{mm}$ 以上にあつては、止水栓先1.0mまで布設しなければならない。

(図-1. 3、図-2. 3 参照)

(4) ボール式止水栓(伸縮形)は完全に止水した後、閉栓プラグを設置しなければならない。またポリエチレンスリーブで被覆し、防食処理を行わなければならない。

(図-3 参照)

(5) ボール式止水栓(伸縮形)については、埋設標示杭により止水栓の位置を明示しなければならない。

(図-4 参照)

(6) 給水装置の末端は、キャップ又は栓を設置しなければならない。

(申請者施工の配水管)

第6条 削除

(通水試験)

第7条 通水試験は、封印及び止水栓取付け前に行い、その結果を写真撮影し、工事検査日までに本市に提出しなければならない。

(工事検査)

第8条 この要綱による装置の検査は、「給水装置工事検査要綱」に基づき行う。

2 検査員は、必要に応じて通水検査を行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めのないものは、給水装置工事施行基準に準ずること。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成10年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成22年 6月 1日から施行する。

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

図-1・1 図-1・2

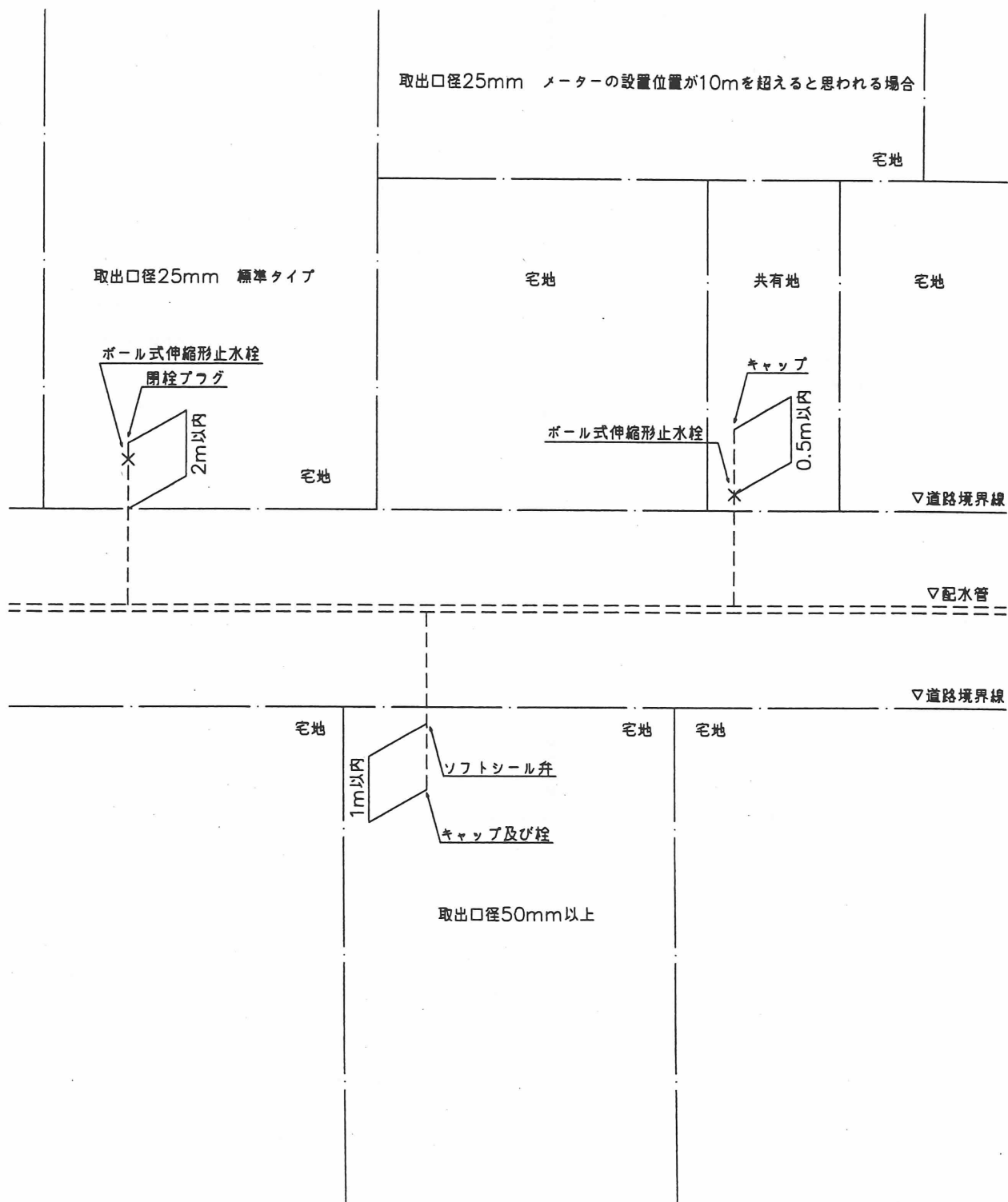


図 - 2 ・ 1

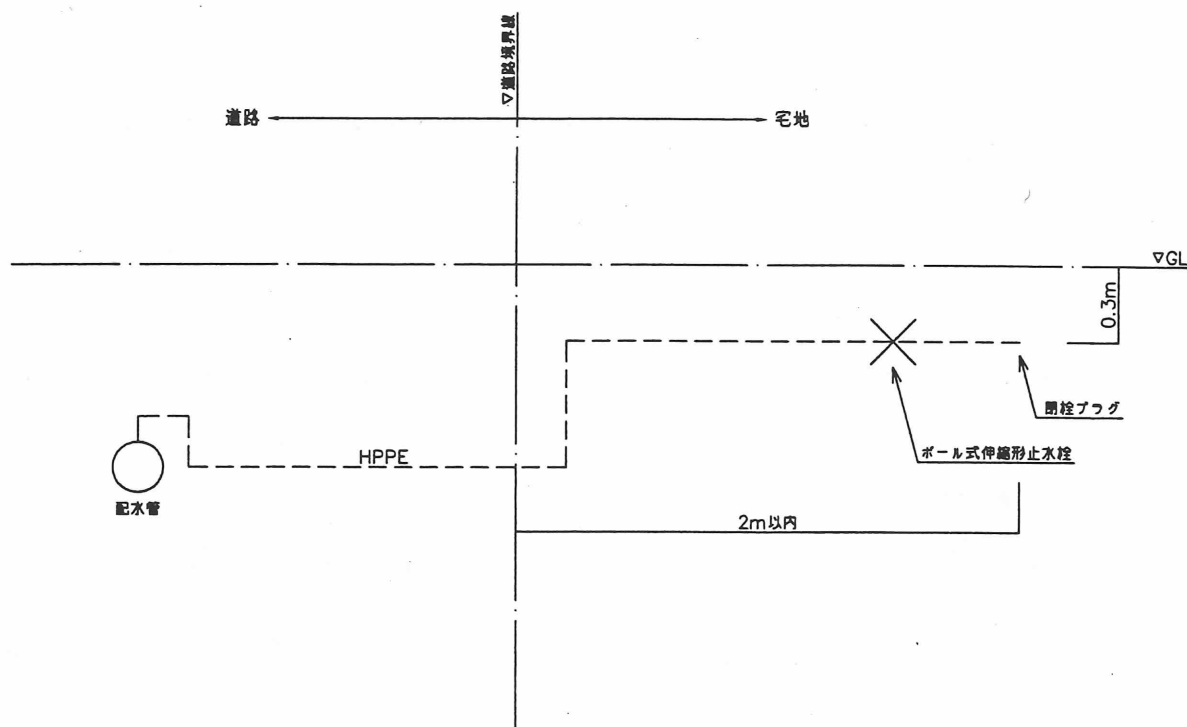


図 - 2 ・ 2

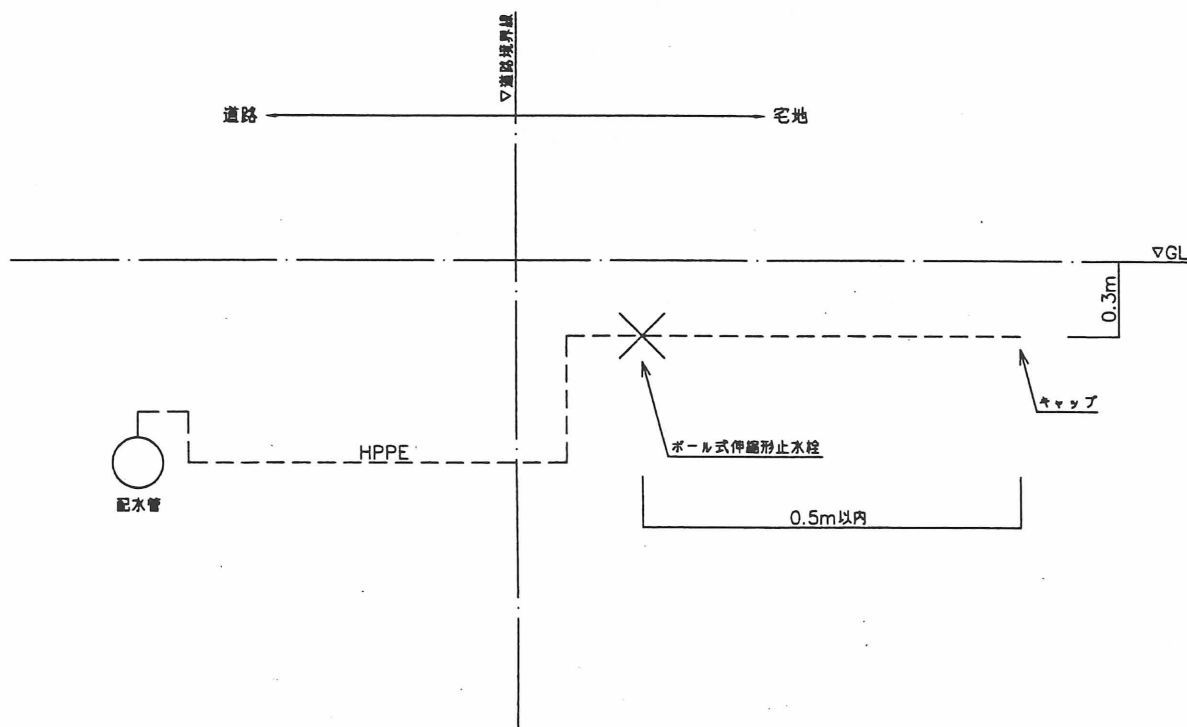


図 - 2 ・ 3

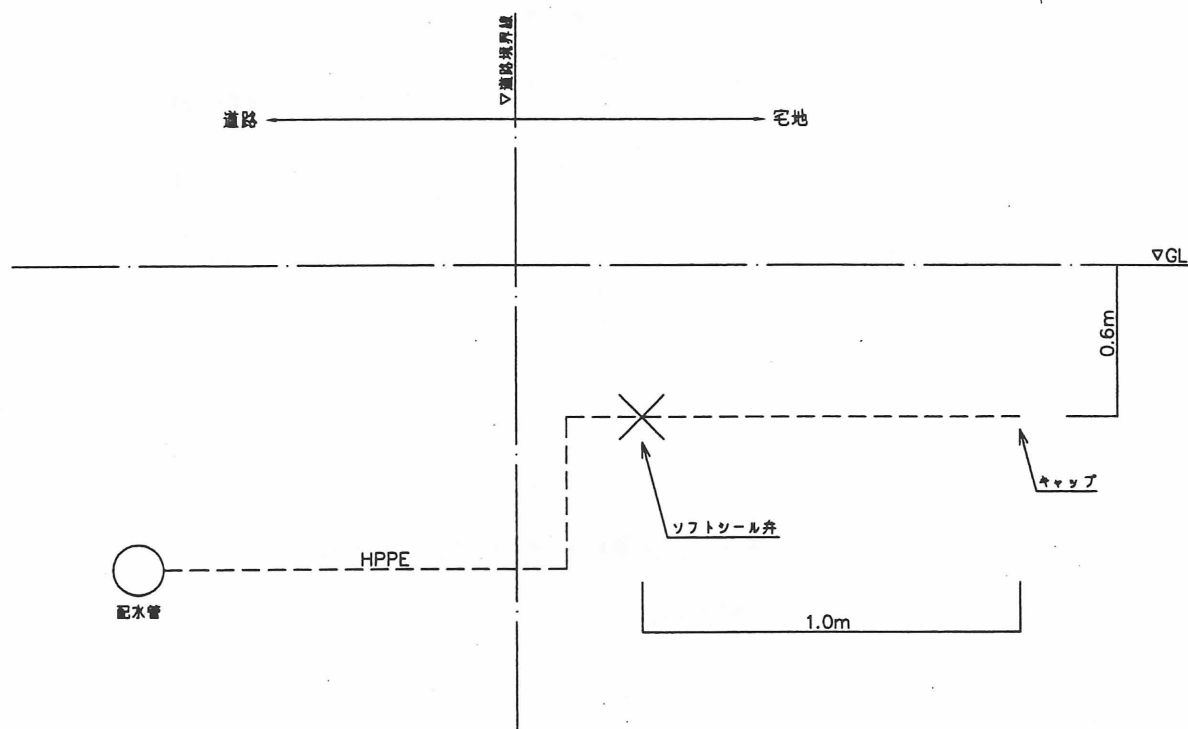


図 - 2 ・ 4

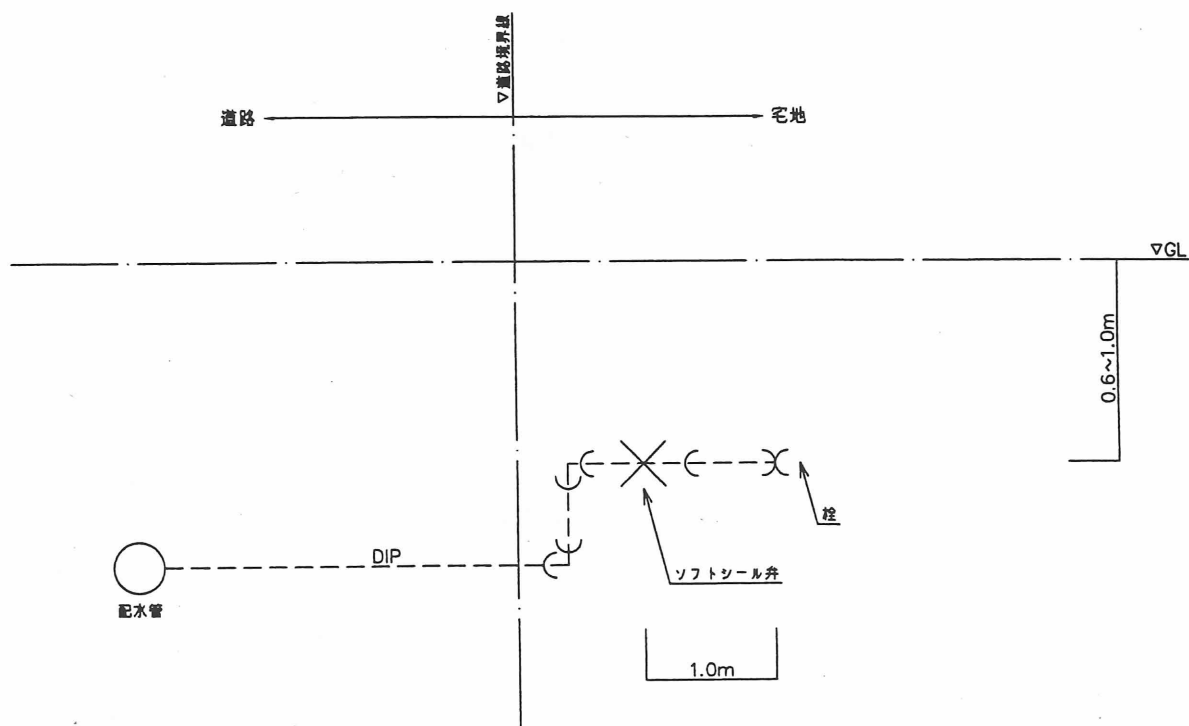


図 - 3

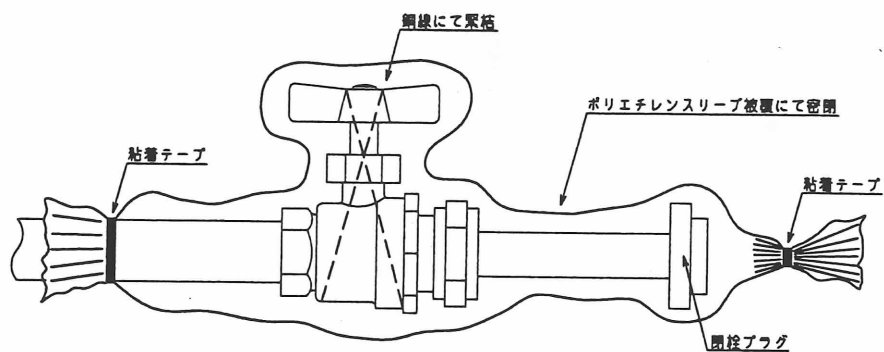
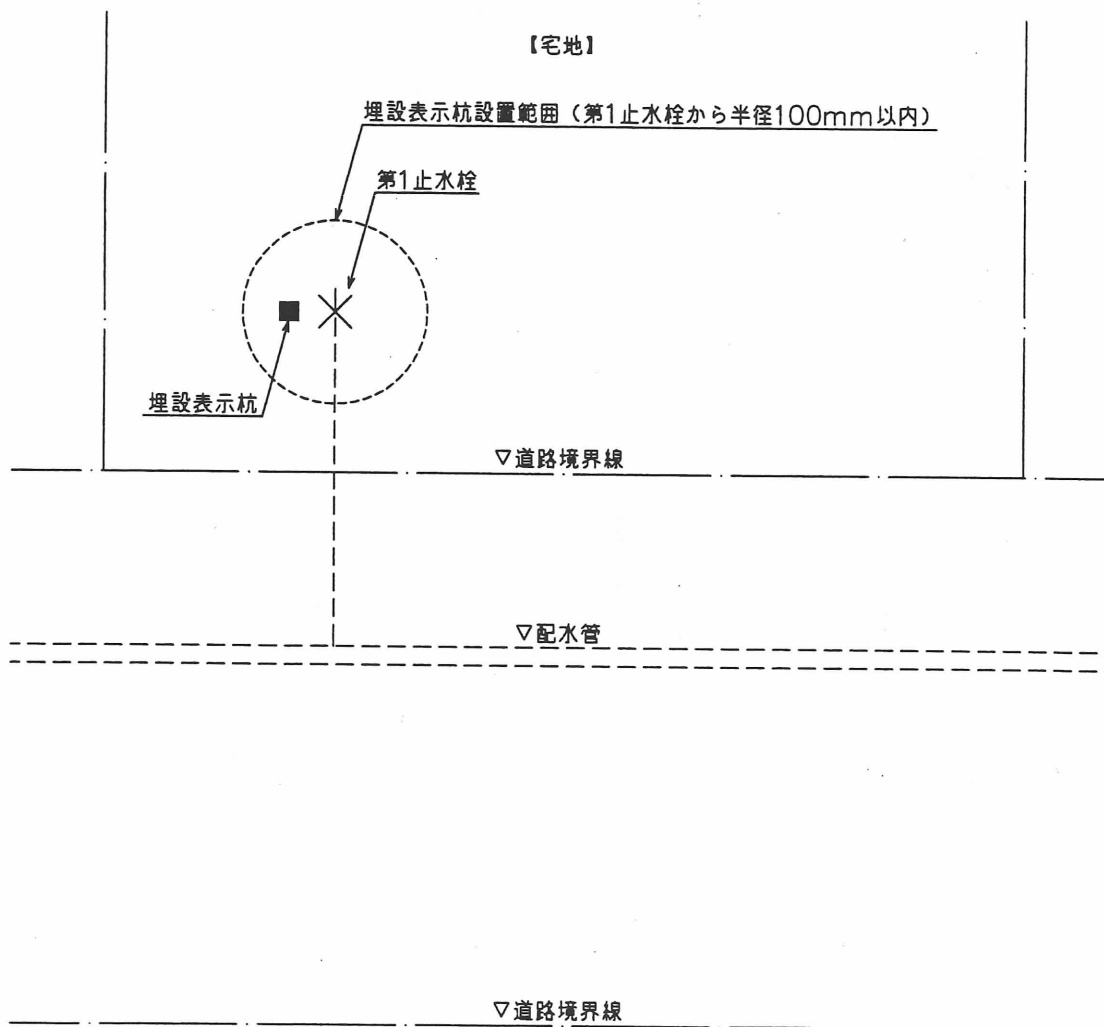


図 - 4



「3階直結直圧式給水方法に係る実施要綱」

(目的)

第1条 この要綱は、3～5階建てまでの建築物へ直接直圧式による給水を行う場合の取扱いを定めるものとし、定めのないものについては「給水装置工事施行基準」によるものとする。

(解説)

この要綱は、配水管の水圧を利用して3～5階建てまでの建築物に対して、貯水槽を経由せず直接給水する場合の取扱いを定めるものである。

(対象範囲)

第2条 対象範囲は、直結直圧式による給水が可能な3～5階建てまでの建築物とする。

なお、ストック機能が必要な建物、危険な物質を取り扱う工場などは貯水槽式による給水を原則とする。

2 5階を超える建築物であっても、6階以上に給水装置を設けないものは対象とする。

(解説)

1 対象範囲は、2階建て以下の建物に直結直圧式により給水する場合と同様とする。

2 スtock機能が必要な建物とは

(1) 一時的に多量の水を使用する施設

(2) 常時一定の水供給が必要で、断水による影響が大きな施設など

(例) 病院、ホテル、百貨店、興行場及び施設並びに食品
冷凍機、電子計算機の冷却用水のある施設など

3 危険な物質を取り扱う工場とは

毒物及び劇物並びに薬品などの危険な化学物質を取扱い、これ
を製造、加工又は貯蔵を行う工場及び事業所並びに研究所など

(例) クリーニング、メッキ、写真、印刷、製版、石油取
扱及び染色並びに食品加工の業を行う施設など

(実施条件)

第3条 実施にあたっては、次に掲げる条件をすべて満たさなければ
ならないものとする。

(1) 必要水圧

申請場所直近の消火栓において、24 時間以上の水圧を測定
し、この測定値の配水管最小動水圧が、分岐しようとする配水
管位置での水圧に置き換えた場合にあって、下記のとおりの
圧力以上なければならない。

配水管最小動水圧	給水装置最高位 (配水管から)	備 考
0.196MPa 以上	9.5m 以下	3 階建て建築物相当
0.250MPa 以上	12.5m 以下	4 階建て建築物相当
0.300MPa 以上	15.5m 以下	5 階建て建築物相当

(2) 給水管の分岐口径

配水管から分岐する給水管口径は、配水管より小口径とする。

(解説)

- 1 必要水圧は、配水系統を考慮し、できる限り申請場所に近い消火
栓を選定し自記録水圧計などにより連続 24 時間以上測定して、測定
場所の配水管の埋設深さの差を考慮した水圧を基準とする。

- 2 設置する給水装置の最高位は、原則として配水管から 3 階建て建築物相当の場合 9.5m、4 階建て建築物相当の場合 12.5m、5 階建て建築物の場合 15.5m 以下とする。
- 3 配水管に与える影響を考慮し、原則として配水管と同口径の分岐は認めない。

(事前協議)

第 4 条 この要綱に基づき給水を受けようとする申請者は、習志野市ガス及び水道の供給に係る事前協議、本支管工事等の申請等の手続きに関する要綱（以下「事前協議要綱」という。）第 4 条に基づき、「ガス・水道の供給に係る事前協議申請書」（別記第 1 号様式）により事前協議を企業管理者（以下「管理者」という。）に申請しなければならない。

- 2 事前協議要綱第 5 条に基づき、管理者は、直結増圧式給水方式の可否についての回答書を申請者に交付するものとする。

(解説)

- 1 3～5 階建て建築物までへの直結直圧式給水を受けようとする申請者は、給水装置承認申請を行う前に、事前協議を管理者に依頼しなければならないものとする。
- 2 配水管水圧を自記録水圧計などにより、連続 24 時間以上測定し、測定した配水圧力の結果をもとに、配水管の増径の必要があるか、取出口径は適切であるかなどを審査し、3 階直結直圧式給水方式の可否について回答書を申請者に交付する。

ただし、不可とされたものについては、必要に応じて理由を付するものとする。

(設計条件)

第5条 設計にあたっては、次に掲げる条件を満たさなければならない。

(1) 設計水圧

分岐しようとする配水管の設計水圧は、下記のとおりとする。

給水装置最高位 (配水管から)	設計水圧	備 考
9.5m 以下	0.196MPa	3 階建て建築物相当
12.5m 以下	0.250MPa	4 階建て建築物相当
15.5m 以下	0.300MPa	5 階建て建築物相当

(2) 給水管口径の決定

給水管等の口径決定にあたっては、使用実態に沿った同時使用水量を的確に算定し、その水量に応じた給水管取出し口径などを、50mm 以下はウェストン公式、50mm を超えるものについてはヘーゼン・ウィリアムス公式によって決定する。

(3) 逆流防止装置

3～5 階部分の給水装置には、必ず逆流防止装置を設置しなければならない。

(ア) 1 戸建て専用住宅では、水道メーターの下流側に逆流防止弁を設置する。

(イ) 集合住宅及び事務所ビル並びにこれら併用ビルなどの建物では、水道メーターを地面に設置する場合は、3～5 階用水道メーターの下流側、水道メーターを建物内に設置する場合は、3～5 階用立上り管の立上り部の管理・修繕の容易な場所に逆流防止弁を設置する。

(解説)

- 1 設計水圧は、系統変更などにより現状水圧が変更となることが想定されるため、水圧測定結果の如何にかかわらず、3 階建て建築物の場合 0.196MPa、4 階建て建築物の場合 0.250MPa、5 階建て建築物の場合 0.300MPa とする。
- 2 給水管などの口径を決定するには、同時使用水量を適正に設定しなければならない。

- 3 同時使用水量の設定を誤ると、過大な設備投資や給水不良などの原因となる。
- 4 逆流防止装置は、3～5 階からの逆流の防止及び断水時などの円滑な給水復帰を考慮し、設置するものである。
- 5 逆流防止弁は、単式逆止弁又はその機能が同等以上のものとする。

(他の給水方式との併用)

第6条 直結直圧方式と貯水槽式とを併用する場合は、直結直圧式給水は2階までとする。

(解説)

維持管理、経済性などから同一建築物内の給水方式は、1 給水方式が望ましいが使用者の利便性を考慮して、直圧給水階高は2 階までとする。

なお、貯水槽式との併用の場合は、受水タンクへの流入時に給水管内の水圧低下が考えられる。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成13年 4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年 4月1日から施行する。

「直結増圧式給水方法に係る実施要綱」

(目的)

第1条 この要綱は、直結給水用増圧装置（以下「増圧装置」という。）を使用する給水方式の取扱いを定めるものとし、給水サービスの向上と適正な施行を図ることを目的とする。なお、この要綱に定めのないものについては、「給水装置工事施行基準」及び「直結給水システム導入ガイドラインとその解説」（厚生省生活衛生局環境部水道整備課監修）によるものとする。

(解説)

- 1 この要綱は、給水装置に増圧装置を設置して直接給水する場合の取扱いを定めたものである。
- 2 増圧装置は、増圧ポンプ及び逆流防止用機器などで構成されたもので、日本水道協会規格水道用直結加圧形ポンプユニット（JWWA B130）及び同規格水道用減圧式逆流防止器（JWWA B134）の適合品（呼び径 20～75mm）とする。

(定義)

第2条 直結増圧式給水方式とは、給水装置に増圧装置を設置して直接給水するシステムをいう。

(解説)

- 1 直結増圧式給水方式は、配水管の圧力では給水できない建築物において、末端最高位の給水器具を使用するために必要な圧力を増圧装置により補い、これを使用できるようにするものとする。
- 2 直結増圧式給水方式に係る装置は水道法上の給水装置である。

- 3 増圧装置により高架水槽まで直接給水する方式も含まれるが、この場合は貯水槽水道の受水タンク（高架式）として取扱うこと。

（対象建築物）

第3条 対象とする建築物は、増圧装置の口径が75mm以下とする。

なお、災害及び事故などによる断減水時に給水の確保が必要な施設、一時的に多量の水を必要とする施設などストック機能が必要な建築物又は配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量・水圧を必要とする施設若しくは有害な物質を使用する工場などで逆流によって配水管の水を汚染する恐れがある施設については貯水槽式による給水とする。

（解説）

- 1 原則として、増圧装置の性能内で給水できる建築物とし、階高は特に規定しない。目安として、口径75mmでは、15階・140戸程度、口径50mmでは、10階・30戸程度とする。
- 2 スtock機能が必要な建築物とは
 - （1）一時的に多量の水を使用する施設
 - （2）常時一定の水供給が必要で断水による影響が大きな施設など【例】病院、ホテル、百貨店及び興行場など施設並びに食品冷凍機、電子計算機の冷却用水のある施設など
- 3 危険な物質を取扱う工場などとは
毒物及び劇薬並びに薬品などの危険な化学物質を取扱い、これを製造、加工または貯蔵を行う工場及び事業所並びに研究所など
【例】クリーニング、メッキ、写真、印刷・製版、石油取扱及び染色並びに食品加工の業を行う施設など

(事前協議)

第4条 この要綱に基づき給水を受けようとする申請者は、習志野市ガス及び水道の供給に係る事前協議、本支管工事等の申請等の手続きに関する要綱（以下「事前協議要綱」という。）第4条に基づき、「ガス・水道の供給に係る事前協議申請書」（別記第1号様式）により事前協議を企業管理者（以下「管理者」という。）に申請しなければならない。

2 事前協議要綱第5条に基づき、管理者は、直結増圧式給水方式の可否についての回答書を申請者に交付するものとする。

(解説)

- 1 直結増圧式給水を受けようとする申請者は、給水装置承認申請を行う前に、事前協議を管理者に依頼しなければならないものとする。
- 2 依頼者の申請があった場合は、配水管水圧を自記録水圧計などにより、連続24時間以上測定し、測定した配水圧力の結果をもとに、配水管の増径の必要があるか、取出口径は適切であるかなどを審査し、直結増圧式給水方式の可否について回答書を申請者に交付する。
ただし、不可とされたものについては、必要に応じて理由を付するものとする。

(給水管の分岐口径)

第5条 口径50mm以下の増圧装置の場合、配水管から分岐する給水管口径は、配水管より小口径とする。

2 口径75mmの増圧装置の場合、分岐する配水管の口径は、150mm以上とする。ただし、配水管の水圧など、給水能力に著しく支障を及ぼす恐れがないと判断されたときは、配水管の口径は100mmとすることができる。

(解説)

- 1 口径 50 mm以下の増圧装置を設置する場合の配水管から分岐する給水管口径については、一般の給水装置と同様に配水管より小口径とする。
- 2 口径 75 mmの増圧装置を設置する場合の分岐する配水管の口径については、配水管に与える影響を考慮し、150 mm以上とする。

ただし、管網の状況及び管網計算の結果を踏まえて配水圧の低下により、周辺の給水に支障のない配水圧を確保できると判断される場合は、配水管の口径を 100 mmとすることができる。

(他の給水方式との併用)

第 6 条 直結直圧式給水方式及び貯水槽式との併用は認めるものとする。ただし、給水管の分岐口径範囲内とする。また、直結直圧式給水方式と併用する場合は、直結給水階高は 2 階までとする。

(解説)

- 1 維持管理、経済性などから同一建築物内の給水方式は、1 給水方式が望ましいが、使用者の利便性を考慮し、給水管の分岐口径範囲内で認めるものとする。
- 2 ポンプ起動時に給水管内の水圧低下が考えられることから直結給水階高は 2 階までとする。
- 3 他の給水方式との併用を行う場合は、他の給水系統と誤って接続されないよう措置を施すこと。

(増圧装置)

第7条 増圧装置の口径は $\phi 75$ mm以下とし、その選定などについては、次の各号に掲げる事項によること。

(1) 増圧装置の選定

増圧装置の選定は、安定した給水を確保するため、建物の瞬間最大給水量及び給水する高さ（揚程）などを把握し、その目的に合った性能の機種を選定すること。

(2) 増圧装置の仕様

増圧装置は、水道法に基づく給水装置の構造及び材質の基準に適合し、配水管への影響が極めて小さく、安定した給水ができるものであること。

(3) 増圧装置の設置

増圧装置の設置にあたっては、配水管及び周辺家屋に悪影響を与えず、安定した給水が確保され、かつ、当該装置の機能を有効に活用できる適切な設置場所とすること。

(解 説)

- 1 瞬間最大給水量及び増圧装置による増加圧力を正確に把握し、増圧装置口径を選定すること。
- 2 始動・停止による配水管への圧力変動が極小であり、ポンプ運転による配水管の圧力に脈動がないこと。
- 3 吸入側の水圧が異常低下した場合には自動停止し、水圧が復帰した場合には自動復帰すること。
- 4 増圧装置の機能が有効に働くよう給水管延長、給水管口径に留意すると共に、負圧及びインテグ現象が発生しないよう考慮する必要がある。

(給水管口径の決定)

第8条 直結増圧式給水方式における給水管などの口径決定にあたっては、使用実態に沿った瞬間最大給水量を的確に把握する。

また、口径決定の手順は、建築物内の瞬時最大給水量を把握し、その水量を給水できる性能を有する増圧装置を選定し、さらにその水量に応じた給水管取出し口径などを等摩擦抵抗法によって決定する。

(解説)

- 1 給水管などの口径を決定するには、瞬時最大給水量を適正に設定しなければならない。
- 2 瞬時最大給水量の設定を誤ると、過大な設備投資、エネルギー利用の非効率化及び給水不良などの原因となる。

(逆流防止装置)

第9条 逆流防止装置は、給水の安全性を確保する手段として設置するものであり、次の各号に掲げる事項によること。

(1) 基本事項

逆流防止装置は、水道法に基づく給水装置の構造及び材質の基準に適合したものでなければならない。

(2) 逆流防止装置の選定

建物の用途、装置の特性及び水の使用実態にかなう、逆流防止装置の選定が必要である。

(3) 設置方法

逆流防止装置は、給水の安全性を確保するために、最も効果的な箇所に設置する必要がある。

(4) 設置場所 逆流防止装置の設置は、施行性、保守管理の容易性などを考慮し、逆流による汚濁、汚染の恐れのない場所を選定しなければならない。

(解説)

- 1 給水装置における逆流は、給水圧力の不足、負圧、高低差及び逆圧などによって発生する。この逆流を防止するために、適切な逆流防止装置を設置しなければならない。
- 2 選定にあたっては、建物用途、逆流防止装置の構造などを考慮する必要がある。
- 3 配水管への逆流防止のため、増圧装置の流入側に減圧式逆流防止器を設置すること。
ただし、住宅専用建物には複式逆止弁又はその機能が同等以上のものとすることができる。
- 4 設置場所は、点検などが容易であり、かつ、損傷及び凍結などの恐れがない箇所であること。

(水道メーターの設置)

第10条 水道メーターの設置は給水条例施行規程第15条の規定による。

(解説)

水道メーターは、増圧装置の上流側に設置する。

ただし、当該建物が構造上2以上の部分に区分されており、独立して住居又は店舗若しくは事務所などの建築物としての用途に供することができる場合にあって、給水装置を個別に当該部分に設置したときは、増圧装置以降に当該給水装置ごとに水道メーターを設置することができる。

(既設建築物の直結増圧式給水方式)

第11条 給水方式を貯水槽式から直結増圧式給水方式に切替える場合は、別に定める「既設装置の給水装置認定取扱要綱」によるものとする。

(解説)

一般の給水装置と同様に、水道法施行令第5条の構造及び材質の基準に適合していれば、拒むことはできない。

(共用給水栓の設置)

第12条 直結直圧式給水方式の共用給水栓を設置することが望ましい。

(解説)

増圧装置の故障、保守点検及び修理並びに停電時に備えて、水が使用できるように直結直圧式給水方式の共用給水栓を設置すると便利である。また、散水栓などとの兼用でも良い。

(工事検査)

第13条 工事検査は別に定める「給水装置工事検査要綱」に基づき行うものとする。ただし、増圧装置の耐圧試験は除く。

(解説)

増圧装置には、試験圧力を掛けると損傷する恐れのある機器（圧力検知器）が取付けられているため、現場での耐圧試験は行わないものとする。

なお、増圧装置は、製造業者の工場において、耐圧試験を実施済みであるため、検査の対象外とする。

(修繕区分)

第14条 給水装置工事施工基準の「修繕工事の施工区分」の規定によるものとする。

(解説)

一般の給水装置と同様の扱いとする。

(保守点検)

第15条 増圧装置設置者は、増圧装置及び逆流防止装置を必ず年 1 回以上保守点検を行い、機能などを確認すること。

(解説)

増圧装置設置者は、増圧装置及び逆流防止装置の機能維持の観点から専門知識を持った関係者により保守点検を実施することが必要である。

(費用負担)

第16条 増圧装置を含む給水装置工事は、全て設置者などの負担とする。また、保守点検に係る費用についても同様である。

(解説)

一般の給水装置工事と同様に設置者などの負担である。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

